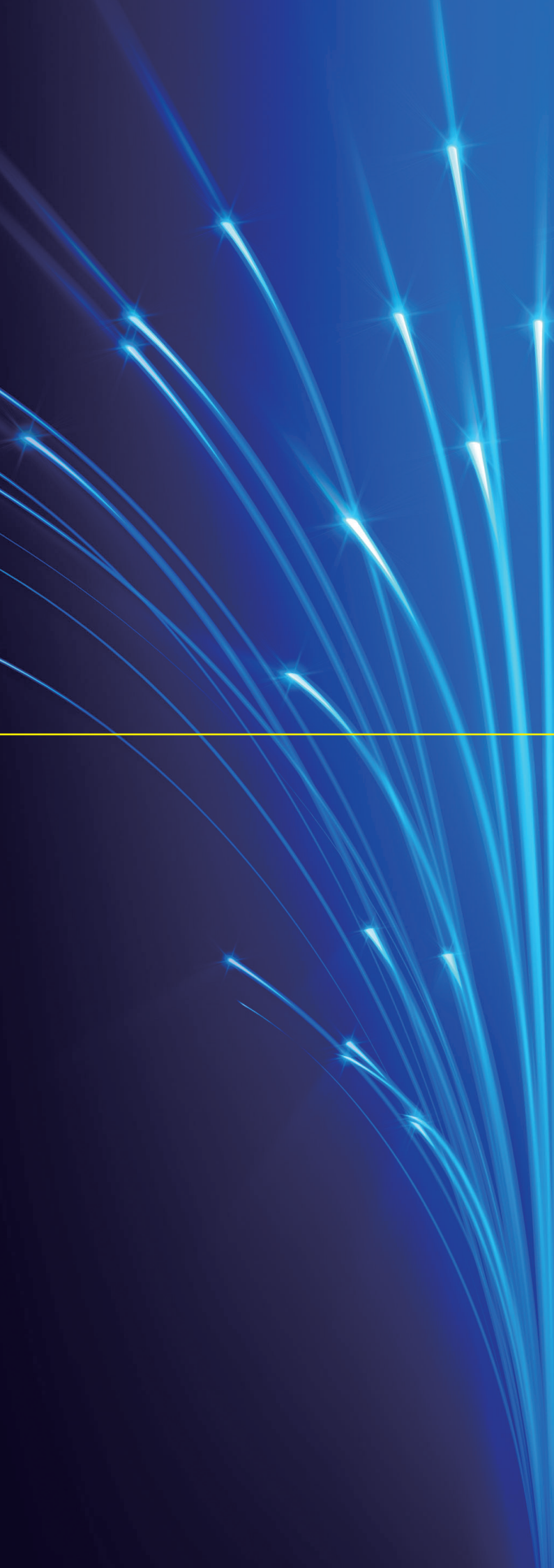




香川県信用保証協会 REPORT 2015

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
目的・役割	3
シンボルマーク	3
経営理念	4
行動指針	4
沿革	4
第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	5
■ 業務運営方針	5
平成27年度経営計画	10
■ 業務環境	10
■ 業務運営方針	10
■ 業務数値目標	11
事業概況	12
■ 年度別事業概況及び「中期事業計画」計画数値	13
■ 貸借対照表(平成27年3月31日)	14
■ 収支計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)	15
■ 資金収支表(平成26年4月1日～平成27年3月31日)	16
■ 基本財産について	17
■ 収支差額変動準備金について	17
平成26年度経営計画の評価	
第3次中期事業計画の評価(平成24年度～平成26年度)	18
■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価	18
■ 中期業務運営方針についての評価	20
主な取り組みについて	23
■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議	23
■ 『信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金』の活用	24
平成26年度トピックス	26
■ 金融機関表彰制度	26
■ 保証業務講座	26
■ 大学院での講義	27
■ 信用保証協会利用企業動向調査	27
お知らせ	28
■ 独自の新保証制度	28
業務の紹介	32
■ 信用補完制度の仕組み	32
■ 信用保証制度	33
■ 信用保険制度	34
■ 地方公共団体と当協会との関係	35
■ 預託	35
■ 保証協会債権回収(株)との協力関係	35
信用保証協会のご利用にあたって	36
■ ご利用いただける中小企業者	36
■ 保証の内容	37
■ 信用保証料	39
コンプライアンス態勢	46
個人情報保護への取り組み	47
役員・組織図	49
資料編	50

ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、信用保証制度を通じて、地域や個々の中小企業の実情に応じた資金繰り支援に尽力し、中小企業の金融面におけるセーフティネットとして大きく貢献しています。当協会の役職員一同は、こうした役割の重さに常に思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指しています。

県内中小企業の経営環境は厳しい状況が続いています。このため、信用保証協会及び信用保証制度が一層その機能を発揮していくことが、各方面から期待されているものと存じます。役職員一同、中小企業の良きパートナーとして、経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献してまいらなければならないとの決意を新たにしているところで

す。

本誌は、当協会の取り組みについてご理解を深めていただくために作成いたしました。

ご一読の上、今後とも、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



香川県信用保証協会

会長 高木 孝征

プロフィール

平成27年3月31日現在

名 称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年(昭和24年)9月21日
業務開始年月日	1949年(昭和24年)10月1日
根 拠 法 律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
関 係 法 律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
基 本 財 産	141億円
保証先企業数	8,356企業
保証債務残高	件数:16,079件 金額:107,782百万円
事 業 所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役 職 員 数	63名

目的・役割

中小企業者・小規模事業者のために、金融機関とともに

当協会は中小企業者のために信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。中小企業者の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、信用補完制度の仕組みのなかで「公的保証人」となって、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業者を支援する役割を担っています。

シンボルマーク

香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。

イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした活き活きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また、中小企業者、金融機関、協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表しています。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。



1994年(平成6年)10月3日制定

経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と発展に貢献します。このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

沿革

昭和24年	9月	財団法人香川県信用保証協会設立認可
	同月	財団法人香川県信用保証協会設立登記
	10月	高松市六番町31番地にて業務開始
昭和25年	4月	高松市五番町4番地の1へ事務所移転
昭和28年	8月	信用保証協会法公布・施行
昭和29年	10月	信用保証協会法に基づき組織変更認可
	同月	香川県信用保証協会として組織変更登記
昭和42年	11月	香川県中小企業センターへ事務所移転 (高松市丸の内2番地の3)
昭和61年	4月	香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転 (高松市福岡町2丁目2-2)

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

■ 業務運営方針

地域経済や中小企業・小規模事業者の活性化に地域金融機関とともに貢献していくため、公的機関及び金融にかかわる機関としての透明性、公平性の確保や健全な業務運営と経営の効率化に努めるとともに、次の事項を主要項目として取り組みます。

1. 保証の推進

（1）保証利用向上への取り組み推進

個々の企業の経営状況を踏まえた適時適切な判断を行うとともに、保証完済先の再利用の促進及び新規保証利用企業の確保に努めます。また、保証債務残高の減少に歯止めをかけるべく、役職員が一体となって目標実現を図ります。

<初年度目（平成27年度）の取組方針>

- ・ 企業担当制、事前打診制を見直し、業務の効率化を図りつつ、個々の企業のニーズに適時適切に応えられるように態勢の再構築を図ります。
- ・ 新規先及び保証完済先について、保証利用のさらなる促進に努めます。
- ・ メインまたは準メイン金融機関との連携をさらに強化するための取り組みを進めます。
- ・ 相談や利用のしやすい協会を目指して、企画広報の充実を図ります。

<2年度目（平成28年度）の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目（平成29年度）の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

（2）政策保証の推進

金融と経営支援の一体的取り組みを推進する中小企業支援施策に沿って、創業支援・経営支援関係の政策保証に積極的に取り組みます。

<初年度目（平成27年度）の取組方針>

- ・ 創業支援について、事業計画策定段階から地域金融機関や日本政策金融公庫との連携を密にするとともに協調融資に努めます。
- ・ 経営支援について、メイン金融機関からの資金需要の申し出に対しては、プロパー融資と協調した経営力強化保証の活用を働きかけ、金融機関と連携して企業経営をしっかりとサポートします。

<2年度目（平成28年度）の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目（平成29年度）の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(3) 地域金融機関との連携強化

様々な機会を活用して、顔の見える関係の構築に努めるとともに、顧客企業の情報共有化を図りつつ、適切かつ迅速な審査に努めます。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ 金融機関との研修会や勉強会の機会を通して、保証利用についての理解を深めてもらいます。
- ・ 金融機関との連携をさらに深めていく中で、常に保証推進を意識した情報発信に努め、金融機関のコンサルティング機能の発揮に歩調を合わせた提案を行っていきます。
- ・ 金融機関との間で顧客企業の情報や資料について相互に提供し共有化を進め、審査の効率化、迅速化に努めます。また、必要に応じ現地調査を積極的行っていきます。
- ・ そのために、研修やOJTを通して審査能力の向上を常に図ります。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。
- ・ 審査能力の向上に引き続き努めます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

2. 経営支援の強化

(1) 経営改善、事業再生や創業の支援

地域金融機関との連携・協働を積極的に行うとともに、かがわ産業支援財団をはじめとした中小企業支援機関との連携を強化して、経営改善や創業における支援に一体的に取り組みます。また、公的スキームによる抜本的事業再生支援に寄与します。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ 金融機関、中小企業・小規模事業者からの経営相談や金融相談の申し出に対しては丁寧に聴き取り、問題解決のための、より良い選択を検討します。
- ・ 返済緩和先に対しては、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した、中小企業診断士による経営相談や専門家による経営改善計画の策定支援を行います。また、事業の実施に当たっては、経営サポート会議の開催や再生支援協議会との連携に努め、より実効性のあるものします。
- ・ 経営改善計画においてニューマネーの導入が不可欠な場合、プロパー融資と協調するなどして経営改善サポート保証で支援します。
- ・ 公的スキームによる事業の抜本再生案件に積極的に関与します。
- ・ 創業支援における金融面からのサポートをより確実なものにするため、かがわ産業支援財団、日本政策金融公庫、取引予定金融機関及び信用保証協会が連携して、創業計画の策定段階から検討・協議を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(2)「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」との協働

情報発信を通じて、地域経済活性化に向けた意識、気運の一層の醸成に努めるとともに起業・創業分野への展開を図ります。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・香川県中小企業支援ネットワーク推進会議の場を通じて保証協会事業の広報や他機関の事業との連携を図り、経営支援の面的なインフラを整備します。
- ・創業支援における金融と経営支援の一体的取り組みを推進するため、ネットワークを活用して情報交換、目線合わせを行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

3. 回収の促進

(1) 回収の最大化、効率化

新規代位弁済案件について早期に回収計画を立て回収に着手するとともに、担当を担保の有無ごとに分け専任化を進めます。回収資源に見合う回収方針を立て、法的手続きの積極的活用等、求償権の現状に応じた効率的な管理を行い、回収の最大化を図ります。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・現況を踏まえた回収方針を管理業務の区切りの度に取りまとめることにより、合理的な管理回収につなげます。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・未解決案件の解決整理することにより、効果的な管理回収を図ります。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

(2) 公的スキームによる事業再生支援への寄与(再掲)

回収最大化につなげるものとして、再生支援協議会など公的スキームによる事業再生案件(透明性の確保や経営責任の明確化など一定の要件を具備したもの)へ協力します。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・事業再生案件について、積極的な対応を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

4. 経営管理態勢（ガバナンス）の充実

（1）経営の透明性の一層の向上

理事会、役員部長会議等重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

＜初年度目（平成27年度）の取組方針＞

- ・ 理事会における多様な意見の反映や意思決定の客観性の確保に資するよう、より多くの理事が出席できる運営に努めます。
- ・ 役員部長会議において「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行います。

＜2年度目（平成28年度）の取組方針＞

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

＜3年度目（平成29年度）の取組方針＞

- ・ 前年度と同じ。

（2）監査機能の強化

内部監査体制の強化に努めます。

＜初年度目（平成27年度）の取組方針＞

- ・ 検査担当職員を配置するなど体制の強化を図ります。

＜2年度目（平成28年度）の取組方針＞

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

＜3年度目（平成29年度）の取組方針＞

- ・ 前年度と同じ。

（3）コンプライアンスの充実・強化

顧客情報保護等コンプライアンスの一層の充実に努めるとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進します。

＜初年度目（平成27年度）の取組方針＞

- ・ コンプライアンスプログラムの計画的な推進により、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上を図ります。特に、顧客情報保護については、社会情勢を踏まえて適時に研修等を行います。
- ・ 反社会的勢力との関係遮断について、平成26年度に整備した関連規程、体制の適切な運用に努めます。

＜2年度目（平成28年度）の取組方針＞

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

＜3年度目（平成29年度）の取組方針＞

- ・ 前年度と同じ。

(4) 危機管理の充実・強化

事業継続計画の実効性確保を図るための取り組みを推進します。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ 事業継続計画について、地域金融機関の取り組みなどを踏まえて適時に見直しを行います。
- ・ 代替拠点について想定される災害に対応した訓練を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

5. 業務・組織の見直しと人材育成

(1) 事業環境の変化や職員数の減少に対応した業務、組織の見直し

次期電算システムの導入準備を進めるとともに、新システムへの対応や職員数の減少を踏まえて、企業担当制の見直しや組織のスリム化などを進めます。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ 次期電算システムの導入準備を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(2) 個々の職員の能力開発、資質の向上のための研修の充実

OJT など職場内研修の充実を図ります。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ OJT の推進を図ります。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

平成27年度経営計画

■ 業務環境

中小企業金融円滑化法が平成25年3月に終了した後も、地域金融機関が中小企業の資金繰りを弾力的に支えてきたことで、企業倒産は落ち着いた水準で推移しているが、条件変更は依然として高止まりしています。

一方、円安による原材料価格の上昇や労働需給のひっ迫などの影響が懸念されます。

こうしたことから、県内中小企業を取り巻く環境は予断を許さない状況が続くものと予測されます。

■ 業務運営方針

地域経済や中小企業・小規模事業者の活性化に地域金融機関とともに貢献していくため、公的機関及び金融にかかわる機関としての透明性、公平性の確保や健全な業務運営と経営の効率化に努めるとともに、次の事項を主要項目として取り組みます。

①保証の推進

ア. 保証利用向上への取り組み推進

個々の企業の経営状況を踏まえた適時適切な判断を行うとともに、保証完済先の再利用の促進及び新規保証利用企業の確保に努めます。

イ. 政策保証の推進

金融と経営支援の一体的取り組みを推進する中小企業支援施策に沿って、創業支援・経営支援関係の政策保証に積極的に取り組みます。

ウ. 地域金融機関との連携強化

様々な機会を活用して、顔の見える関係の構築に努めるとともに、顧客企業の情報共有化を図りつつ、適切かつ迅速な審査に努めます。

②経営支援の強化

ア. 経営改善、事業再生や創業の支援

地域金融機関との連携・協働を積極的に行うとともに、かがわ産業支援財団をはじめとした中小企業支援機関との連携を強化して、経営改善や創業における支援に一体的に取り組みます。また、公的スキームによる抜本的事業再生支援に寄与します。

イ. 「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」との協働

情報発信を通じて、地域経済活性化に向けた意識、気運の一層の醸成に努めるとともに起業・創業分野への展開を図ります。

③回収の促進

ア. 回収の最大化、効率化

新規代位弁済案件について早期に回収計画を立て回収に着手するとともに、担当を担保の有無ごとに分け専任化を進めます。回収資源に見合う回収方針を立て、法的手続きの積極的活用等、求償権の現状に応じた効率的な管理を行い、回収の最大化を図ります。また、回収最大化につなげるものとして、再生支援協議会などによる事業再生案件へ協力します。

④経営管理体制（ガバナンス）の充実

ア. 経営の透明性の一層の向上

理事会、役員部長会議等重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

イ. 監査機能の強化

検査担当職員を配置するなど体制の強化を図ります。

ウ. コンプライアンスの充実・強化

顧客情報保護等コンプライアンスの一層の充実に努めるとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進します。

エ. 危機管理の充実・強化

事業継続計画の実効性確保を図るための取り組みを推進します。

⑤業務・組織の見直しと人材育成

ア. 事業環境の変化や職員数の減少に対応した業務、組織の見直し

次期電算システムの導入準備を進めるとともに、新システムへの対応を踏まえて、企業担当制の見直しを図ります。

イ. 個々の職員の能力開発、資質の向上のための研修の充実

OJT など職場内研修の充実を図ります。

■ 業務数値目標

平成27年度の保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の数値計画は、以下の通りです。

	金額（単位：百万円）
保証承諾	31,500
保証債務残高	96,200
代位弁済	2,000
回収	600

事業概況

平成21年12月に始まった中小企業金融円滑化法が平成24年度で終了したこと、またセーフティネット保証の対象となる認定業種が減少したこと等の影響から全国的に低調な推移となりました。

保証承諾は318億円（前年比85.52%）、期末保証債務残高1,077.8億円（前年比86.63%）、代位弁済額15億円（前年比85.24%）、回収額は8.1億円（前年比84.89%）となりました。

基本財産については、期末保有額141.5億円（前年度1.6億円増）、平成26年度の当期収支差額は3.2億円の黒字となりました。

平成26年度事業概況

（単位：億円、%）

	金 額	対前年度比
保証承諾	318.0	85.52
期末保証債務残高	1,077.8	86.63
保証債務平均残高	1,148.7	86.73
代位弁済（元利計）	15.0	85.24
実際回収額※	8.1	84.89
基本財産	141.5	101.15

※回収額は、元本及び損害金の合計金額です。

■ 年度別事業概況及び「中期事業計画」計画数値

『中期事業計画』計画数値の考え方

○保証承諾

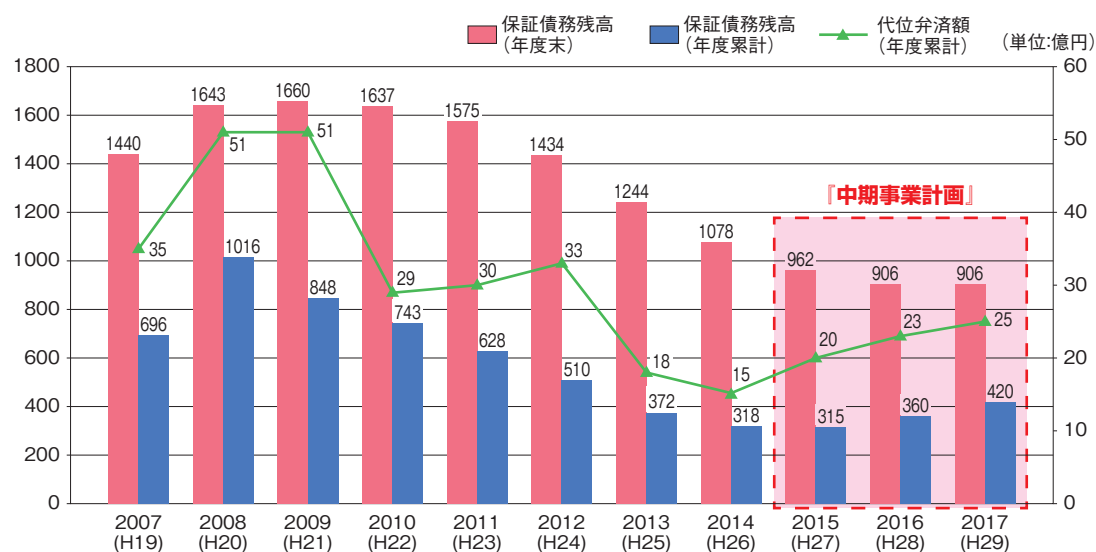
・平成27年度には減少に歯止めをかける。

○保証債務残高

・平成29年度には減少に歯止めをかけ、900億円台を確保する。

○代位弁済

・返済緩和先の状況から、徐々に増加すると見込む。



保証先数 (年度末)	10,568	10,487	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945	8,356
------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------



(参考) 返済緩和先 (年度末)

	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
保証債務残高	21,438百万円	22,164百万円	21,568百万円
保証先件数	991社	1,001社	970社

■ 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	49	基本財産(*5)	14,147,636
預け金(*1)	4,952,256	基金	6,282,296
有価証券(*2)	15,757,775	基金準備金	7,865,340
その他有価証券	4,231	制度改革促進基金	343,598
動産・不動産	202,811	収支差額変動準備金(*6)	3,921,268
保証債務見返	107,781,630	責任準備金	648,148
求償権(*3)	541,288	求償権償却準備金	172,914
雑勘定	431,170	退職給与引当金	620,129
未収利息	41,694	損失補償金	0
未経過保険料(*4)	250,642	保証債務	107,781,630
その他	138,833	求償権補てん金	0
		雑勘定	2,035,887
		仮受金	54,688
		保険納付金	45,367
		損失補償納付金	983
		未経過保証料(*7)	1,926,084
		未払保険料	1,083
		未払費用	7,682
合 計	129,671,211	合 計	129,671,211

- (*) 1 預け金は代位弁済等の資金繰り資金、感謝状贈呈店舗預託、新規保証先キャンペーン預託、事務協力預託、制度改革促進基金として定期預金を主力に預けています。
- (*) 2 有価証券は地方債や社債を中心に運用しています。そのうち株式は保証協会サービサーへの出資株式になります。
- (*) 3 経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、自己償却額を控除した額です。
- (*) 4 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
- (*) 5 基本財産とは、株式会社の資本金に相当するものです。基本財産の構成は、基金と基金準備金で構成されています。基金は、地方公共団体からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。また、基金準備金は、毎事業年度の決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
- (*) 6 収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
- (*) 7 受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(翌年度以降にかかる保証料)を計上しています。

■ 収支計算書(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

(※1) 決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

(※2) 責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

(※3) 日本政策金融公庫へ支払う信用保険料(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-当期末未経過保険料-前期末未払保険料)を計上しています。

(※4) 責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。

(※5) 代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金からなっています。

(※6) 年度末求償権のうち法的整理等の結果回収不能となって償却した自己求償権と求償権補てん金戻入額の合計を計上しています。

(※7) 景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

(※8) 協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

(※9) 基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

借 方	貸 方
経常収入	1,604,537
保証料(※1)	1,086,880
預け金利息	2,072
有価証券利息配当金	264,905
延滞保証料	2,039
損害金	19,489
事務補助金	10,940
責任共有負担金(※2)	210,288
雑収入	7,925
経常支出	1,346,505
業務費	684,436
信用保険料(※3)	565,146
責任共有負担金納付金(※4)	85,415
雑支出	11,508
経常収支差額	258,032
経常外収入	2,133,034
償却求償権回収金	127,668
責任準備金戻入	746,811
求償権償却準備金戻入	146,254
求償権補てん金戻入(※5)	1,112,171
保険金	982,392
損失補償補てん金	129,779
その他収入	131
経常外支出	2,130,116
求償権償却(※6)	1,305,666
雑勘定償却	3,058
退職金	330
責任準備金繰入(※7)	648,148
求償権償却準備金繰入(※8)	172,914
その他支出	0
経常外収支差額	2,918
制度改革促進基金取崩額	59,667
当期収支差額(※9)	320,617
収支差額変動準備金繰入額	160,308
基本財産繰入額	160,308

■ 資金収支表 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

			金 額
Ⅰ. 事業活動による収支			-181,899
業務収支			342,313
信用保証収支			136,007
保証料	+		828,067
回収(元損)	+		808,555
代位弁済(元利)	-		1,500,615
信用保険収支			-125,610
信用保険料	-		540,841
保険金・保険金納付金	+		415,231
損失補償・責任共有負担金等収支			331,916
損失補償補てん金・損失補償納付金	+		106,911
責任共有負担金・負担金納付金	+		124,873
基金補助金・事務補助金等	+		100,132
総務収支			-546,591
業務費・退職金支払	-		807,329
運用費	+		268,155
雑収入・雑支出等	+		-7,417
その他収支			22,380
Ⅱ. 投資活動による収支			240,222
定期預金・有価証券の増減 ※	-		-221,988
厚生基金の増減	-		-21,092
動産・不動産の増減	-		2,858
Ⅲ. 財務活動による収支			0
借入金の増減	+		0
出えん金・金融機関負担金等の増減	+		0
現金および現金同等物の期首残高			268,717
現金および現金同等物の期末残高			327,040
Ⅳ. 現金および現金同等物の増加額(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)			58,323
流動資産の期首残高			20,877,977
流動資産の期末残高			20,714,311
Ⅴ. 流動資産の増加額(Ⅳ+※)			-163,665

○ 基本財産について

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、当協会の信用力の基礎をなすものです。

当協会の最終的な代位弁済の支払い能力を示すものとして、当協会がなし得る保証債務の最高限度額算出の基礎となっています。このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となります。

(単位：百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
13,249	13,549	13,724	13,987	14,148

当協会の場合、保証債務の最高限度額は、定款で基本財産の50倍と定められています。これを定款倍率といいます。平成26年度末の基本財産は14,148百万円となり、当協会の保証債務の最高限度額は、7,073億8千万円となります。平成26年度末の債務残高1,078億円は当協会の保証最高限度に対して、15.24%となります。

○ 収支差額変動準備金について

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、収支差額変動準備金を取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

信用保証協会の最終担保である基本財産の確保とともに、準備金を基準どおり積み立てることが、対外信用力の維持・向上と機能強化に資することになります。

当期は収支差額321百万円のうち160百万円を繰り入れました。

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収支差額変動準備金	3,023	3,323	3,497	3,761	3,921
(当期) 収支差額変動準備金繰入額	235	300	175	263	160

※百万円未満は四捨五入しています。

平成26年度経営計画の評価 第3次中期事業計画の評価（平成24年度～平成26年度）

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、年度経営計画、中期事業計画等を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、弁護士、中小企業診断士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しています。

平成27年6月30日に外部評価委員会が開催され、年度経営計画について評価を受けました。外部評価委員会の意見・アドバイス及び自己評価については当協会ホームページでも公表しています。

■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価

(1) 保証部門

（重点課題）

- ①新規保証利用企業の確保と保証推進
- ②経営支援の強化
- ③創業者への支援
- ④利用者の利便性の向上

（自己評価）

保証利用企業の維持を図るため、上期・下期で新規先保証推進キャンペーンを実施し特別預託を行いました。また、平成26年度感謝状贈呈店舗選定基準に基づき、6金融機関40店舗に対し感謝状を贈呈し特別預託を行いました。

金融機関事務打合せ会を7金融機関で実施し、金融機関の内部研修等に講師を派遣しました。

借換保証について経営力強化保証を活用するなど、適時適切に対応しました。また、金融機関によるモニタリングを通じて創業後の企業経営をサポートするため、経営力強化保証を利用し創業資金を支援しました。

利用者の利便性の向上のため、ホームページの充実を図り、広報活動並びに情報発信に努めました。また、「信用保証のてびき」製本版を10年ぶりに発行し、金融機関店舗に配布しました。

(2) 期中管理部門

（重点課題）

- ①返済緩和を行っている条件変更企業等の管理強化
- ②大口の保証利用先に対する管理強化
- ③中小企業支援ネットワーク推進会議・経営サポート会議の活用

（自己評価）

中小企業金融円滑化法の平成25年3月終了後も引き続き金融機関と連携し、継続性を見極めたうえで返済緩和等に対応しました。また、平成26年4月より全企業の延滞回数2回以上又は期限経過15日以上以上の案件に保証部とも連携して早期対応等、管理強化を図りました。

保証債務残高6千万円以上の企業を対象に、決算書を定期的に徴求しました。

金融機関との連携のもと、中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定支援について香川県中小企業再生支援協議会への相談や香川県経営改善支援センター事業の活用を促し、国や県等が推進する支援施策活用の提案を行いました。

(3) 回収部門

(重点課題)

- ①求償権の回収体制の合理化・効率化
- ②積極的かつ効率的な法的措置などの実施
- ③回収担当者の能力向上

(自己評価)

代位弁済決定時に回収担当者を決め、関係人や担保の現況を把握し、代位弁済後速やかに交渉に着手しました。回収担当者を有担保案件と無担保案件とに分け、専任化を推進しました。また、法的手続きについては専任担当者を定めました。

顧客ごとの現況を把握し、交渉進捗を管理することにより適宜適切な対応に努めました。長期化した求償権についても解決に努めました。

本訴(簡易裁判所への本訴含む)・支払督促などの法的措置、夜間督促の実施が返済へ向けた契機となりました。

毎月定例的に弁護士を囲んでの勉強会を実施し担当者の理解を深めました。

(4) その他間接部門

(重点課題)

- ①コンプライアンスの充実・強化
- ②危機管理の充実・強化
- ③広報活動の充実・強化
- ④現行システムの安定運用と次期システム選定の検討

(自己評価)

新たに反社会的勢力排除委員会を設け、反社勢力等に関するデータベースの管理及び警察への照会について規程を定めるなど反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しました。

代替拠点の利用習熟訓練を行うとともに、事業継続計画の見直しに着手しました。

金融動向調査をホームページ、新聞に掲載し広報に努めたほか、ホームページ全体の見直しの準備作業を進めました。

現行電算システムは他協会との障害情報等共有化を通じた安定運用につとめたほか、内部の検討委員会を中心にシステム選定の検討を進めました。

■ 中期業務運営方針についての評価

(1) 経営支援の強化と職員の資質向上

中小企業金融円滑化法終了後も金融機関と連携して積極的に返済緩和等の経営支援に取り組んだほか、「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」を通じた経営支援を継続しています。

また、平成25年2月には県内中小企業・小規模事業者の再生支援の一環として「かがわ中小企業再生ファンド」の組成に参加しました。

目利き職員養成のため外部研修講座に派遣しました。また、平成25年度に2名、平成26年度に1名、中小企業診断士資格を取得しました。

(2) 政策保証の推進

平成24年10月に創設された経営力強化保証に積極的に取り組み、モニタリングによる経営支援を強化しました。また、平成26年1月創設された事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）を適用した香川県中小企業再生支援融資を活用して積極的に支援しました。

(3) 利用者の利便性の向上

ホームページにおいて、保証推進情報を提供するなど利便性の向上を図りました。

金融機関に向けては、事務打ち合わせ会を行うほか、内部研修に講師を派遣するなどして保証業務の理解を促したほか、平成26年には「信用保証のてびき」改訂版を配布およびホームページに掲載しました。

(4) 期中管理の充実・強化

事故報告を受けた企業を中心とした従来の期中管理のほか、重点管理企業を選定し、金融機関と連携のもと、経営支援等を含む期中支援に取り組みました。

平成24年度から事故報告を受けた企業に加えて、延滞3回以上の企業、平成26年からは延滞2回以上と期限経過15日以上以上の企業と対象を拡大し期中管理の充実を図りました。

また、大口の保証利用企業に対する重点管理対象を保証債務残高6千万円以上に拡大したほか、資金繰りに困難をきたし、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対して、金融機関との連携のもと経営改善計画の策定支援のため、中小企業再生支援協議会事業に加えて平成25年3月以降は香川県経営改善支援センター事業の積極的な活用を促しました。

(5) 回収の促進

求償権の回収は無担保かつ第三者保証人のいない求償権の増加傾向は継続し、破産等の法的整理案件も加わり困難化する状況となったが計画期間を通じて債務者等の状況を的確に把握し、積極的かつ法的措置を実施するほか早期回収に努めて回収体制の合理化・効率化に取り組みました。

新規求償権は代位弁済前に担当者を定め、弁済交渉や担保処分早期化に努めました。

法的措置では年間50件を上回る水準で漸増を確保したほか、夜間や休日の督促に取り組みました。

毎月定例的に弁護士を囲んでの勉強会を実施し、担当者の理解を深め回収担当者の能力向上に取り組みました。

(6) 危機管理体制とコンプライアンスの充実・強化

危機管理体制については、平成24年度は緊急時伝達訓練、地震避難訓練を行ったほか被災地協会への視察を行い参考としました。平成25年度には被災時の代替する拠点を確保するとともに安否確認システムを導入、安否報告操作訓練を実施したほか内陸型地震を想定した避難訓練を実施しました。平成26年度は代替拠点利用習熟訓練を行うとともに事業継続計画の見直しに着手しました。

コンプライアンスについては、コンプライアンスプログラムを実施して充実・強化に取り組みました。

平成26年度は新たに反社会的勢力排除委員会を設け、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しました。

電算システムは、障害発生の防止、他協会と連携を図り安定運用に努めました。

次期電算システムについて、内部の検討委員会による検討結果を踏まえて平成26年度末に方向性を決めました。

外部評価委員の意見等

I 平成26年度経営計画について

1. 国及び地方公共団体の施策に呼応し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定に資するため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指し取り組んだことは評価できます。
引き続き、公的機関及び金融にかかわる機関としての透明性、公平性の確保に努めてください。
2. 金融緩和に伴う低金利等を背景に平成21年からの保証の縮減傾向が継続する中で、新規保証利用企業の確保など保証推進に取り組むとともに、経営改善や創業者への支援に努めていますが、金融機関との連携を一層強化し、これら取り組みをさらに推進して下さい。
3. 引き続き、香川県中小企業支援ネットワーク推進会議・経営サポート会議の活用にも努めるとともに、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を十分に活用するなど、経営改善・事業再生支援にさらに取り組んでください。
4. 金融機関と連携し、事業の継続性を見極めながら返済緩和等に取り組まれたほか、大口の保証利用企業を対象としたモニタリングを継続されるなど、期中支援に取り組まれたことは評価できます。
5. 平成18年度以降の不動産担保や保証人に過度に依存しない保証の実施によって無担保かつ第三者保証人のいない求償権が増加する状況下で、回収体制の合理化・効率化に取り組んだ結果、809百万円と計画達成率115.5%の回収実績を上げられたことは評価できます。
今後とも法的措置などの実施などの方策に取り組んでください。
6. コンプライアンスプログラムの計画的な推進により、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上に努められたほか反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組んでいますが、引き続きコンプライアンス意識の一層の充実を目指してください。
7. 理事会等重要会議の活性化及び経営計画等の進行管理に取り組まれたことは評価できます。
引き続き経営の透明性の維持に取り組まれることを期待します。
8. 従来からの安定した財務基盤を今年度も維持され、保証を引き受ける余力を十分に確保されていることは評価できます。
引き続き健全経営の維持に取り組んでください。

II 第三次中期事業計画について

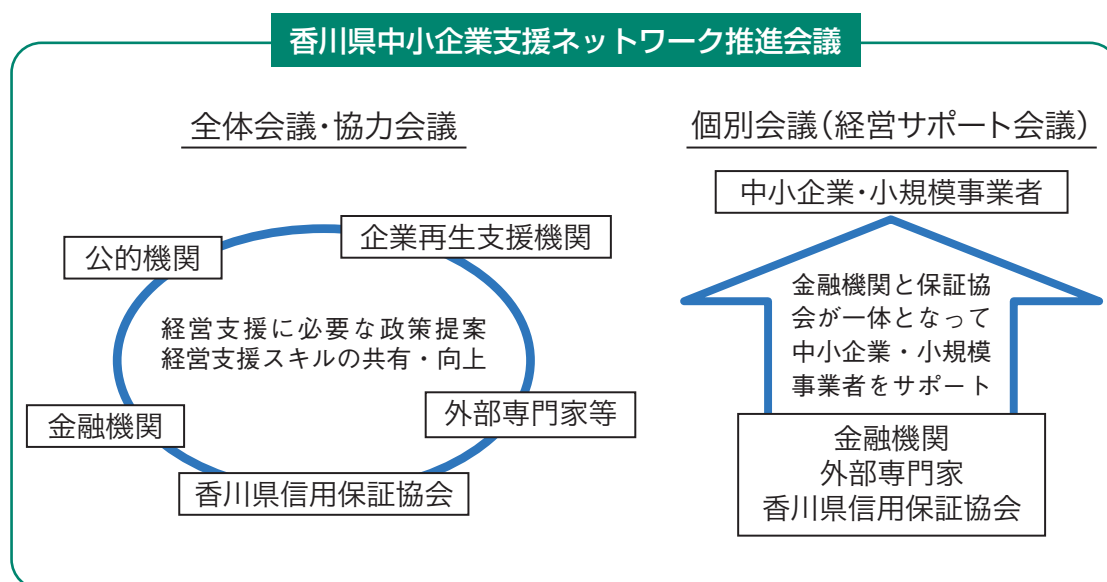
1. 経済環境の影響を受ける中であって、保証承諾、保証債務残高ともに計画に達しませんでした。が、全般的に計画は着実な取り組みがなされ、公的な「保証機関」として中小企業・小規模事業者の発展に尽力してきたことは評価できます。
今後とも、経営支援・期中支援を強化し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に一層努め、本来の使命を果たされることを期待します。
2. コンプライアンスは毎年度作成のプログラムを着実に実施され、充実・強化に努められていますが、今後も役職員に一層のコンプライアンス意識が浸透するよう取り組んでください。

主な取り組みについて

■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

県内の中小企業・小規模事業者に対する経営支援や、創業支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、地域金融機関、政府系金融機関、企業再生支援機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、公的機関等と当協会が連携して会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援・創業支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップを図るため「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」を設置しています。

当協会が「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」の事務局となり、運営方針の決定や行政機関に対して経営支援に必要な政策提案などを行うための「全体会議」、運営面における実務的な協議や会員相互間の情報共有を図るための「協力会議」、中小企業・小規模事業者ごとに経営支援の方向性や内容等を検討するための「個別会議（経営サポート会議）」を開催しております。



■『信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金』の活用

平成26年度補正予算で予算措置がされた『信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金』を活用した、中小企業診断士による経営相談や専門家による経営改善計画の策定支援に取り組んでいます。

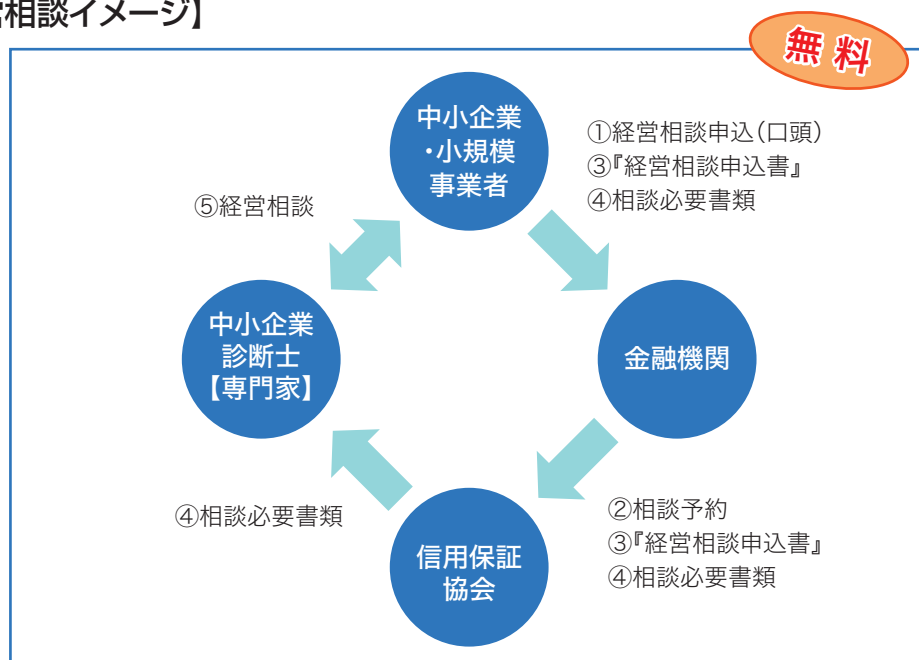
(1) 経営相談

中小企業診断士による経営相談

概 要

香川県信用保証協会は、現在保証付融資をご利用されている方で条件変更による返済緩和を行っている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、金融機関を通じて、経営相談の受付を行い、中小企業診断士の専門家による経営改善を目的とした経営相談を行います。

【経営相談イメージ】



【相談場所】

香川県信用保証協会 1階会議室
高松市福岡町二丁目2番2-101号

経営相談の対象となる方

現在、
保証付融資をご利用されている方で、
条件変更による返済緩和を行っている
中小企業・小規模事業者

相談にあたっての必要書類

- ・ 決算申告書 3 期分(勘定科目内訳含む)
 - ・ 会社案内・商品案内等
 - ・ 事前提出資料(様式あり)
- (作成できる範囲で結構です)
※相談日の 5 営業日前までに資料を保証協会にご提出ください。

(2) 『経営改善計画策定支援』

専門家による「経営改善計画策定支援」

概 要

香川県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営支援を図るため、中小企業診断士等の専門家による経営改善のための事業計画策定支援を行います。

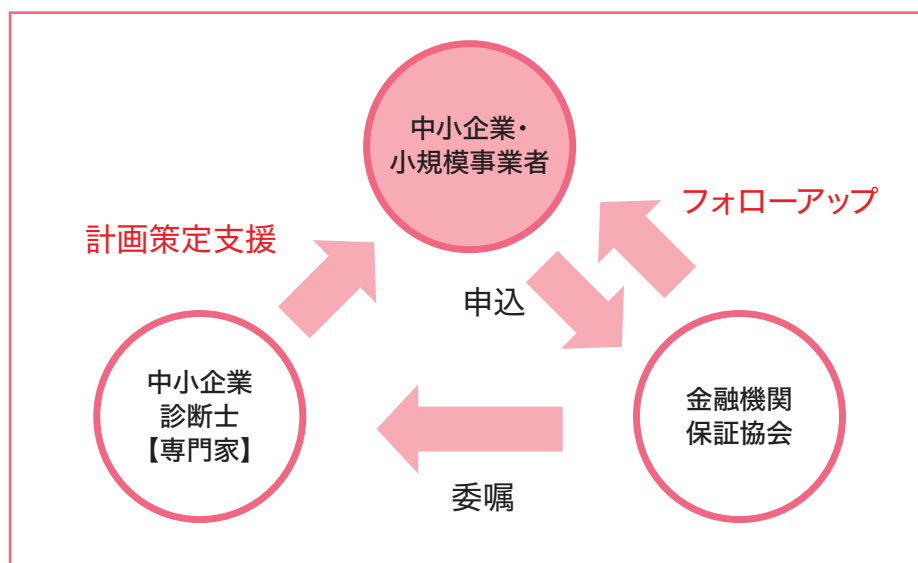
対象となる方

現在、保証付融資をご利用されている方で、条件変更による返済緩和を行っている中小企業・小規模事業者の方。

ご利用するメリット

計画策定にかかる費用のうち、一企業あたり 90 万円上限(消費税別)に保証協会が補助します。ただし、かかる費用の 1 割(消費税別)は企業負担をなります。

【支援イメージ】



平成26年度トピックス

■ 金融機関表彰制度

平成25年度の保証利用状況が特に良好な金融機関の店舗に対して、感謝状を贈呈しました。

開催日 平成26年6月17日



■ 保証業務講座

金融機関の入行3年目から8年目の行員の方々に、信用保証制度への理解を深めていただき、中小企業の金融の円滑化を図るため、保証業務講座を開催しました。

開催日 平成26年10月9日～10日
平成27年1月16日



■ 大学院での講義

地域のビジネスパーソンへの情報発信の場として、香川大学大学院地域マネジメント研究科で高木会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。

開催日 平成26年11月14日



■ 信用保証協会利用企業動向調査

当協会は日本政策金融公庫と共同で、当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者に対し、景気・金融動向に関するアンケートを実施しています。また、その結果については報道機関へのニュースリリースを行っています。

ニュースリリース日

- 平成26年 5月 9日 ・ 第180回信用保証協会利用企業動向調査
(平成26年1～3月期実績・平成26年4～6月期見通し)
- 平成26年 8月 5日 ・ 第181回信用保証協会利用企業動向調査
(平成26年4～6月期実績・平成26年7～9月期見通し)
- 平成26年11月 7日 ・ 第182回信用保証協会利用企業動向調査
(平成26年7～9月期実績・平成26年10～12月期見通し)
- 平成27年 2月 6日 ・ 第183回信用保証協会利用企業動向調査
(平成26年10～12月期実績・平成27年1～3月期見通し)
- 平成27年 5月 1日 ・ 第184回信用保証協会利用企業動向調査
(平成27年1～3月期実績・平成27年4～6月期見通し)
- 平成27年 8月 5日 ・ 第185回信用保証協会利用企業動向調査
(平成27年4～6月期実績・平成27年7～9月期見通し)

お知らせ

■ 独自の新保証制度

平成27年10月1日から香川県信用保証協会独自制度として、下記の5保証制度の取り扱いを開始しました。

新保証制度の概要

パワーアップ保証	
コンセプト	継続的な金融支援によって成長が見込める中小企業者について、リピート利用の促進を図る等により、経営に必要な資金を円滑に供給する。
申込資格	・設立後県内で同一事業を3年以上継続して事業を営む会社または医療法人 ・2期以上の決算書(12か月)が提出でき、直近の決算でCRD区分が5以上であり債務超過でないこと ・申込金融機関との与信取引が継続して1年以上あること ・申込金融機関の融資残高が、当該企業者の全金融機関借入に占める割合が最上位であるか、もしくは30%以上であること ・申込金融機関のプロパー融資残高が協会保証利用残高以上であること
保証限度額	1億円以内(直近決算の平均月商の3倍以内)
資金用途	運転資金または設備資金
返済方法	元金均等分割返済(据置期間6か月以内)
保証期間	10年以内
担保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人の代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.45%～1.15%
備考	・専用書式による事前相談 ・内諾回答日を含め22日以内に申込み ・原則本制度の借換えは本制度による

コラボさめき保証(プロパー融資協調)	
コンセプト	継続的な金融支援が見込め、一定の要件を具備した中小企業者に対し、協会と金融機関が協調して対応する(プロパー協調、リスクシェア)。
申込資格	・設立後県内で同一事業を3年以上継続して事業を営む会社または医療法人 ・2期以上の決算書(12か月)が提出でき、直近の決算でCRD区分が4以上であり債務超過でないこと ・申込金融機関との与信取引が継続して1年以上あること ・申込金融機関の融資残高が、当該企業者の全金融機関借入に占める割合が最上位であるか、もしくは30%以上であること ・申込金融機関のプロパー融資残高が協会保証利用残高以上であること ・本件実行と同時に、申込金融機関が本件融資金額の60%以上のプロパー融資を実行すること
保証限度額	CRD区分が7以上の場合は1億6千万円以内、CRD区分が4から6の場合は8千万円以内
資金用途	運転資金または設備資金
返済方法	元金均等分割返済(据置期間6か月以内)
保証期間	10年以内
担保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人の代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.45%～1.35%
備考	・専用書式による事前相談 ・内諾回答日を含め22日以内に申込み ・協調するプロパー融資の主要融資条件は同一とし信用保証書上の保証条件とする ・本制度以外の既保証の借換えはできない ・本制度の借換えは本制度による

グローアップ根保証(小規模当座貸越(カード利用可))	
コンセプト	小規模な事業者について、当座貸越の根保証により小口資金を反復継続的かつ安定的に供給する。
申込資格	・県内で同一事業を3年以上(法人は設立後)継続して営む個人または法人 ・他の当座貸越根保証形態の保証利用がないこと ・2期以上の確定申告書(収支計算書のあるものに限る)または決算書(12か月)が提出できること < 個人の場合 > 最近2年間のいずれかの確定申告で申告所得を計上しているか、直近の確定申告で債務超過でない(青色申告事業者で次期元入金プラス)こと < 法人の場合 > 最近2年間のいずれかの決算で当期純利益を計上しているか、直近の決算で債務超過でないこと
保証限度額	50万円以上500万円以下(白色申告事業者は200万円以下)
資金用途	事業資金
返済方法	随時弁済または約定弁済
保証期間	1年間または2年間(条件変更または継続新規による更新可)
担保	原則として不要
連帯保証人	個人は不要、法人は代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率(根保証) 0.39%～1.62%
備考	・専用書式による事前相談 ・内諾回答日を含め22日以内に申込み ・代位弁済率が高率(1.5%超)になった場合に取扱いが制限される

ステップアップ保証	
コンセプト	小規模な事業者について、長期資金を円滑に供給する。
申込人資格	・県内で同一事業を3年以上（法人は設立後）継続して営む個人または法人 ・2期以上の確定申告書（収支計算書のあるものに限る）または決算書（12か月）が提出できること < 個人の場合 > 最近2年間のいずれかの確定申告で申告所得を計上しているか、直近の確定申告で債務超過でない（青色申告事業者で次期元入金プラス）こと < 法人の場合 > 最近2年間のいずれかの決算で当期純利益を計上しているか、直近の決算で債務超過でないこと
保証限度額	1千万円以内（白色申告事業者は300万円以内）
資金使途	運転資金または設備資金
返済方法	元金均等分割返済（据置期間6か月以内）
保証期間	運転資金は5年以内、設備資金は10年以内
担保	原則として不要
連帯保証人	個人は不要、法人は代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.45%～1.90%
備考	・専用書式による事前相談 ・内諾回答日を含め22日以内に申込み

経営サポート保証	
コンセプト	中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る。
申込人資格	・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者で、現在、信用保証協会の保証付融資利用のない者とする。
保証限度額	個人・会社 2億8,000万円以内 特定組合 4億8,000万円以内
資金使途	事業資金
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内
担保	必要に応じて
連帯保証人	個人は不要、法人は代表者
貸付利率	年2.50%以内
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.20%～1.40%（0.25%～0.50%引下げています）
必要書類	事業計画書、認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面
備考	・金融機関は、中小企業者から四半期に一度実行状況の報告を受ける ・金融機関は、年に一度信用保証協会に経営支援状況を報告しなければならない ・金融機関は、中小企業者に対し計画の策定・修正の策定支援と経営支援を行う ※受付取扱期間は平成28年3月31日までとなります。

■ NPO 法人の保証取り扱いについて

平成27年10月1日より、下記の規模要件を満たす NPO 法人に対する保証の取扱いを開始しました。

- ・従業員数（雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれない）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

- ・資本金

規模要件なし（NPO 法人には資本金の概念がない）

- ※ ・一部の保証制度を除いて、原則として全ての保証制度が利用可能。
- ・一部の保証制度を除いて、原則として全ての保証が責任共有制度対象。

■ 次期電算システム

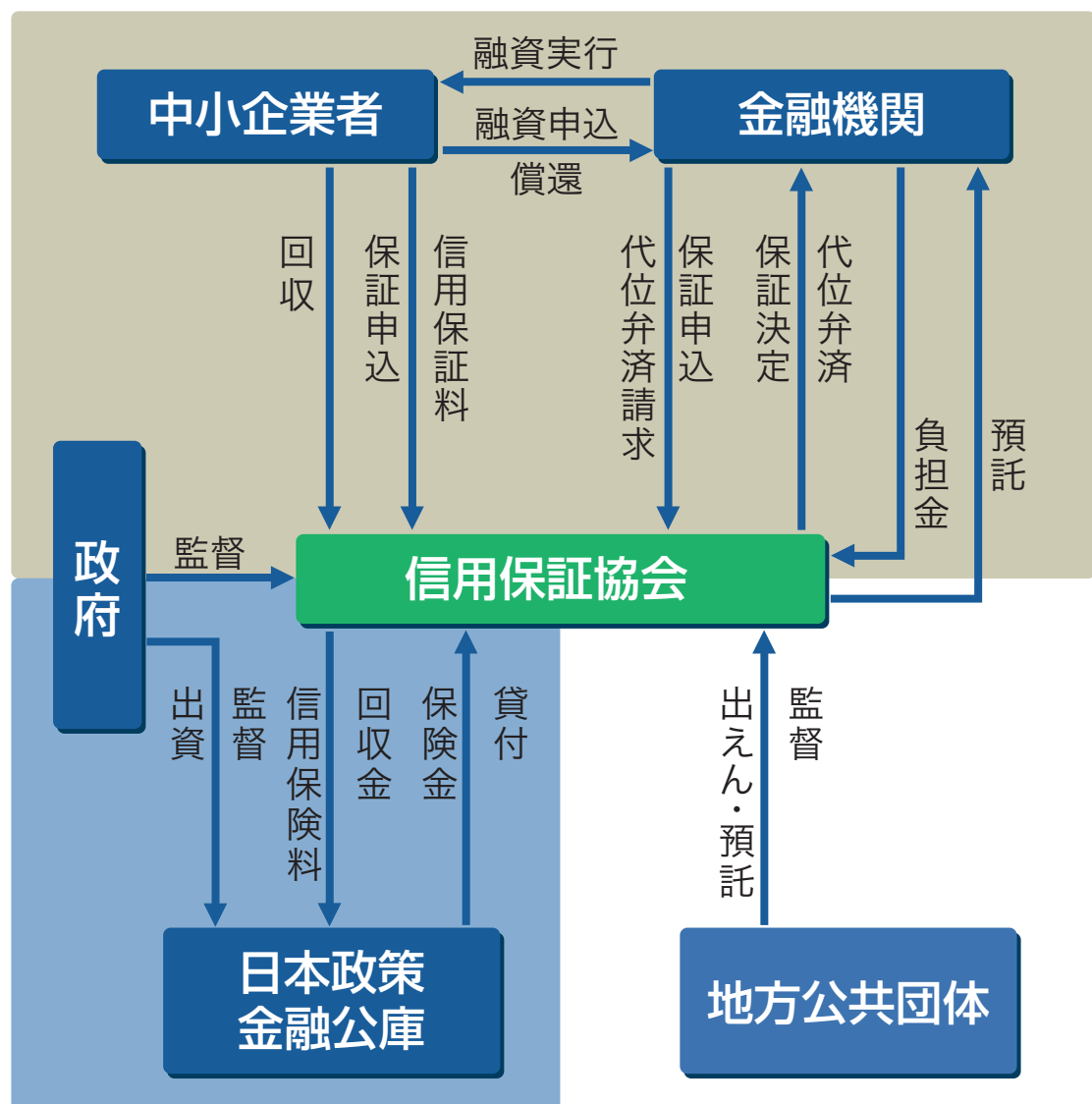
当協会は、電算システムの共同化に向けて「COMMON システム」への参加を決定し、平成29年1月10日（火）本番稼働へ向け、準備を進めています。

- ※「COMMON システム」は、東京・千葉・静岡・愛知・福岡の5信用保証協会が共同して開発した基幹業務システムです。平成19年5月から稼働開始し、現在37の信用保証協会に稼働しています。参加37協会の保証債務残高の合計は全国51協会の約8割を占めています。また、当協会を含め4信用保証協会が参加準備を進めています。

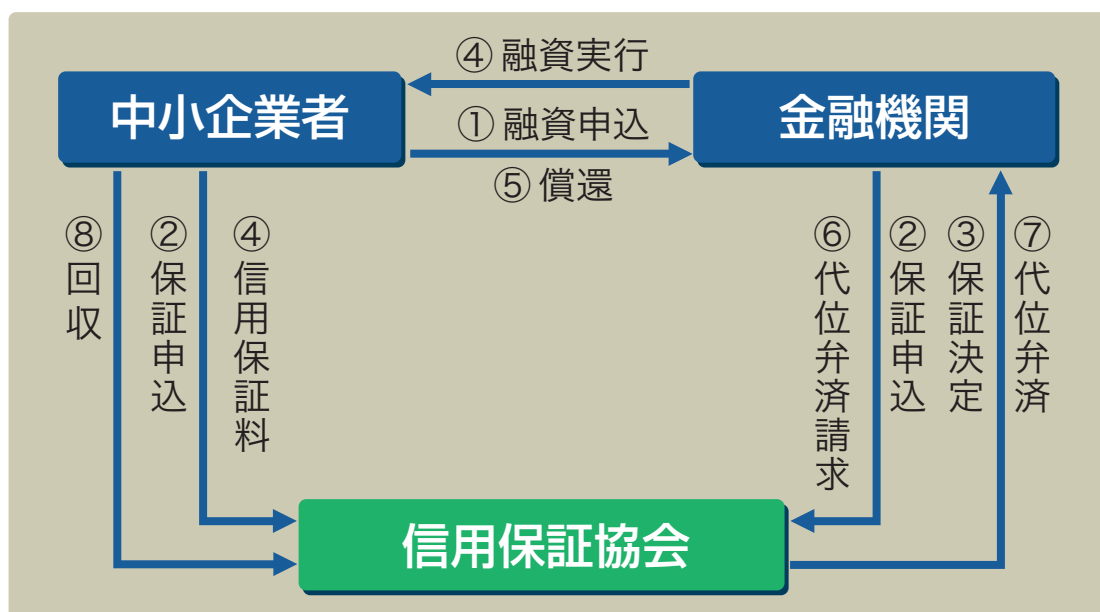
業務の紹介

■ 信用補完制度の仕組み

中小企業者の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的とした私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするため「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



■ 信用保証制度



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込（保証契約の申込）をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込（保証委託契約の申込）をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあっせんする方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めたときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき（または契約締結したとき）、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行（代位弁済）の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払います。（代位弁済）
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。
また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収（株）に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

■ 信用保険制度



日本政策金融公庫と当協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。当協会は、信用保証料から信用保険料を日本政策金融公庫に支払います。日本政策金融公庫は、当協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本の70%または80%を保険金として当協会に支払います。当協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

■ 地方公共団体と当協会との関係

地方公共団体では、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び金融機関と協調して制度融資を実施しています。

制度融資によっては、保証料の基本料率からの引き下げ分について保証料補給金の交付されるものや、損失補償契約に基づき、当協会が代位弁済の際に、日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の全部または一部を損失補償金として交付されるものがあります。

損失補償を受けたものについて中小企業者から弁済を受けた場合には、損失補償金の受領割合に応じて地方公共団体に返納します。

■ 預託

当協会が金融機関に行う預託は、金融機関が中小企業者に対して金融をより積極的に行いやすくする効果と貸出金利を引き下げる効果があります。預託の原資としては、地方公共団体借入金があり、地方公共団体制度融資を推進するための預託金となります。

預託は適正保証の推進等を目的に保証付貸出のある金融機関に対して行い、その配分は、保証の量的側面（保証債務残高、保証債務平均残高、保証承諾額または件数）と質的側面（代位弁済率または代位弁済額等）の両方を地方公共団体が考慮して決定しています。

■ 保証協会債権回収（株）との協力関係

当協会が金融機関に代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。この代位弁済後の求償権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のために欠かせない重要な業務です。

その業務を担うため、平成13年4月、全国52の信用保証協会が出資して設立された保証協会債権回収（株）が営業を開始しました。同社は、平成14年4月に香川営業所を開設し、債務者の個々の実情に即した細やかな対応のできる態勢をとってきました。

なお、平成26年度の保証協会債権回収（株）香川営業所による委託回収額は回収計画額90百万円に対して、89百万円の実績となりました。

信用保証協会のご利用にあたって

■ ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資本金	従業員
1. ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
2. ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
3. 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
4. 旅館業	5,000万円以下	200人以下

なお、上記以外でも「中堅企業者」としてご利用いただける場合があります。

(2) 業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

また、許認可・届出等を要する事業を営んでいる（または、営む）場合は、当該事業に係る許認可等を受けている（または、受ける）ことが必要です。

(3) 所在地

法人の場合は本店（※1）または事業所のいずれかを、個人の場合は住居（※2）または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

（※1）本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

（※2）住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

■ 保証の内容

(1) 保証限度額

中小企業者に対する保証金額の最高限度額は、普通保証2億円（組合の場合は4億円）に、無担保保証8,000万円を加えた、2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円）が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。また、香川県・市町の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要綱等に定められている融資限度額が保証限度となります。

(2) 資金使途

中小企業者がある事業経営に必要な資金（運転資金および設備資金）に限られます。

- ① 金融機関の既存の債権の回収にあてる資金は、認められません。
ただし、協会が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- ② 特定事業（保証の対象となる事業）と非特定事業（保証の対象とならない事業）を兼業している場合は、当該資金が特定事業に使われることが明らかなものに限られます。

(3) 連帯保証人

次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があり協力者・支援者からその支援姿勢を証する書面の提出がある場合

(4) 担保

必要に応じ徴求します。

担保物件は原則として土地、建物等とします。

(5) 責任共有制度

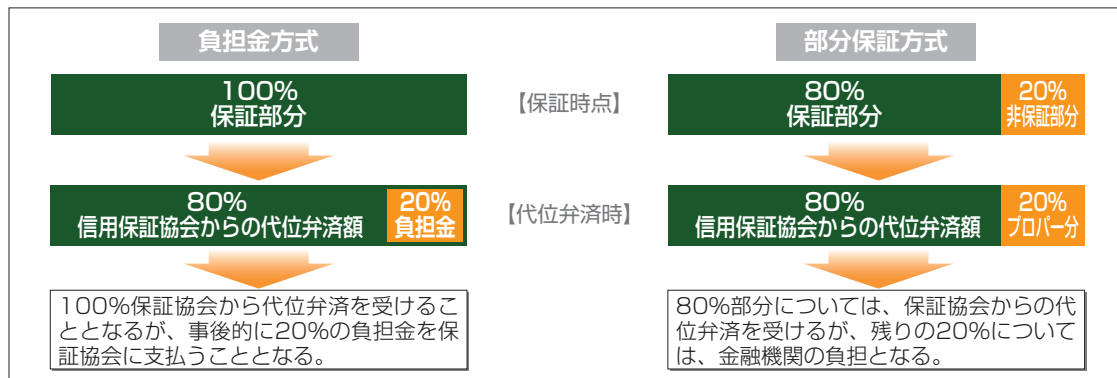
信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業者の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日責任共有制度が導入されました。

【責任共有制とは】

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。



【対象となる制度は】

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度の対象外となる制度】

- 経営安定関連保証（セーフティネット）1号～6号
- 災害関係保証
- 特別小口保険に係る保証
- 創業関連保証（支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証（＊）
- 求償権消滅保証
- 中堅企業特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 経営力強化保証（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合）
- 事業再生計画実施関連保証（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合）

〔＊責任共有制度の対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。〕

ご利用いただける方	従業員数 製造業…20名以下 卸・小売・サービス業 …5名以下の法人・個人等
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	1,250万円（＊1）
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引（＊2）
保証期間	10年以内（据置1年以内）
返済方法	均等分割返済または一括返済（期間1年以内）
信用保証料	保証協会所定の料率

（＊1）すでにご利用いただいている信用保証付の融資残高との合計が1,250万円となる必要があります。

（＊2）極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）は除きます。

■ 信用保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業者のお客さまには、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保険料を計算する際の保険料率は、国が政令等で規定し、この保険料率の体系を踏まえて全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもと、信用保証料率のガイドラインを作成しています。このガイドラインに基づき、保証協会は保証料率を決定しています。

(1) 信用保証料率体系

特定の保証制度を除き保証料率は、お客さまの経営状態等を踏まえた9区分となっており、中小企業信用リスク情報データベースにより、お客さまの確定決算内容を評価し、料率を決定します。

基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有対象外保証料率」が適用されます。

また、保証料率算定の基準となる金額区分は、「責任共有保証料率」、「責任共有外保証料率」とともに、「保証付融資合計額」となっています。

区分	責任共有保証料率(%) (特殊保証)	責任共有外保証料率(%) (特殊保証)
1	1.90 (1.62)	2.20 (1.87)
2	1.75 (1.49)	2.00 (1.70)
3	1.55 (1.32)	1.80 (1.53)
4	1.35 (1.15)	1.60 (1.36)
5	1.15 (0.98)	1.35 (1.15)
6	1.00 (0.85)	1.10 (0.94)
7	0.80 (0.68)	0.90 (0.77)
8	0.60 (0.51)	0.70 (0.60)
9	0.45 (0.39)	0.50 (0.43)

- * 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。
- * 「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率で表示したものです。
- * 「特殊保証」とは、「手形割引根保証」、「当座貸越根保証（カードローンを含む）」を指します。

(2) 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客さまの財務内容を中小企業信用リスク情報データベース（以下「CRD」という）により評価しています。CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

(3) 信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合

保証金額×保証期間／365×保証料率(年率)

② 返済方法が均等分割返済の場合

保証金額×保証期間／365×保証料率(年率)×分割返済回数別係数*

* 分割返済回数別係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.700	0.650	0.600	0.550

(4) 料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

セーフティネット保証等は、政策的配慮から一律の保証料率で料率も低く設定されていますが、経営状況が良好な中小企業の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、セーフティネット保証利用のメリットと一般保証を利用した場合の信用保証料のメリット等を考慮の上、いずれかを選択していただくことができます。

* 個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

(5) 信用保証料の支払い等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

保証申込時に、「保証料分納承認依頼書」を提出いただき、当協会が承認した場合は、信用保証料を分納することができます。

主な協会制度保証

保証制度名	概要	保証限度額 ()は組合	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
手形貸付 根保証	手形貸付により一定 の範囲内での反復継続 的な事業資金が必要 な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
						1.00		対象外
手形割引 根保証	手形割引により一定 の範囲内での反復継続 的な事業資金が必要 な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.77		対象外
当座貸越 (貸付専用型) 根保証	経営に必要な資金を 当座貸越の保証によ り反復継続かつ安 定的に必要とされる 方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.39～ 1.62		対象
						0.77		対象外
事業者カード ローン当座 貸越根保証	経営に必要な資金を 当座貸越の保証によ りカード・通帳等 を用いて反復継続 かつ安定的に必要 とされる方	100万円以上 1,250万円以内	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.77		対象外
						0.39～ 1.62	○	対象
長期経営 資金保証	長期的展望から長期 経営資金が必要な方	2,000万円以上 2億円以内	3年以上 運転15年以内 設備20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
経営安定 関連保証 (セーフティ ネット保証)	経営安定1～8号の 認定を受けた特定中 小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.85		対象外
						0.75		対象
中小企業特 定社債保証	一定の要件を満たす 中小企業者の発行す る社債(私募債)に ついて行う保証	4億5,000万円	7年以内	事業資金	発行体 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
						0.45～ 1.90		対象
流動資産担 保融資保証	売掛債権及び棚卸資 産を担保とした融資 に対する保証	2億円	個別1年以内 根保証1年間	事業資金	金融機関 所定利率	0.68		対象
小口零細 企業保証	一般的な事業資金が 必要な小規模事業者 の方	1,250万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.50～ 2.20	○	対象外
予約保証	一時的かつ緊急的な 資金需要に迅速にこ たえることを目的と した保証	2,000万円	5年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.60～ 1.90	○	対象
		500万円	7年以内			0.70～ 2.20		対象外
経営力 強化保証	金融機関が認定経営 革新等支援機関と連 携して中小企業者の 事業計画の策定支援 や継続的な経営支援 を行い、中小企業者 の経営力の強化を図 ることを目的とした 制度	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.75	○	対象
						0.5～2.0		対象外
事業再生計画 実施関連保証	認定支援機関の指 導・助言を受け作成 した事業再生計画に 従って事業再生を行 う中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.80		対象
						1.00		対象外

香川県の制度融資保証

保証制度名		概要	保証限度額	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
新規創業 融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方 (開始して1年未満の方を含む)	1,500万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.58		対象外
	開業プラン サポートタイプ	(財)香川産業支援財団の支援を受けて、県内で新たに事業を開始しようとする方	1,000万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.58		対象外
フロンティア 融資保証	ベンチャー企業 育成支援	知事の承認・認定を受けた事業の実施に運転・設備資金が必要な方	5,000万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	1.80	0.75		対象
	新事業進出 支援	新事業に進出するために運転・設備資金の必要な方	8,000万円 (運転資金は5,000万円)	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.40～ 1.55	○	対象
経営活性化 支援融資保証		経営の効率化、安定化のための設備資金が必要な方	8,000万円	設備7年以内	設備資金	1.70以内	0.40～ 1.55	○	対象
経営安定融資保証		経営合理化のための 運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	2.00以内	0.40～ 1.55	○	対象
							0.60		一部 対象外
		短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内	運転資金	1.90以内	0.40～ 1.55	○	対象
							0.60		一部 対象外
経済変動対策 融資保証		経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内	運転資金	1.60	0.40～ 1.55	○	対象
							0.60		一部 対象外
				7年超 10年以内		1.80	0.40～ 1.55	○	対象
							0.60		一部 対象外
中小企業再生 支援融資保証		香川県中小企業再生 支援協議会の支援を受けて、その計画に基づき事業の再生を図ろうとする方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.80	○	対象
							1.00		対象外
工場等立地促進 資金等融資保証		工場等の整備に設備資金が必要な方	5億円	10年以内	設備資金	2.00以内	0.40～ 1.55	○	対象
		物流施設の整備に設備資金が必要な方	1億円 (知事が必要と認める場合は3億円)	10年以内	設備資金		0.40～ 1.55	○	対象
小口零細企業融資保証		一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	7年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.45～ 1.75		対象外
							0.60		対象外
			7年超 10年以内	運転資金 設備資金	2.10	0.45～ 1.75		対象外	
						0.60		対象外	
商店街活性化融資保証		県内の商店街ですでに事業を行っている、若しくは事業を行おうとしている方	5,000万円 (運転資金は2,000万円)	運転7年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.50	0.40～ 1.55	○	対象
							0.60		一部 対象外

市町の制度融資保証

保証制度名	概要	保証限度額 ()は組合	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
市町小口融資 保証(特産振 興小口融資)	県内において、事業 を営む小規模企業者 であって、市町の定 めるところによる	700万円以内で あって、各市町の 定めるところによ る	6年以内であ って、各市 町の定めるところによる	運転資金 設備資金	2.00	0.40 ~ 1.55	○	対象
						0.60		一部 対象外
坂出市公害防 止施設整備 資金融資保証	事業活動に伴って生 ずる公害を防止する ための施設の設置ま たは改善の資金が必 要な方	1,000万円	5年以内	設備資金	2.00	0.40 ~ 1.55	○	対象
丸亀市団扇工業 振興融資保証	団扇の製造にかかる 運転資金が必要な方	750万円 (4,500万円)	12ヵ月以内	運転資金	2.00	0.40 ~ 1.55	○	対象
丸亀市新風 融資保証	市内において、新た に事業を開始するた めの運転・設備資金 が必要な方	500万円	5年以内	運転資金 設備資金	2.00	0.58		対象外
坂出市小売商 業近代化資 金融資保証	店舗近代化に設備資 金が必要な方	500万円以上 800万円以内	7年以内	設備資金	2.00	0.40 ~ 1.55	○	対象
丸亀市小売商 業近代化資金 特別融資保証	店舗近代化に設備資 金が必要な方	2,000万円 (4,000万円)	個人・会社10年以内 組合20年以内	設備資金	2.00	0.40 ~ 1.55	○	対象
善通寺市小売 商業近代化 資金融資保証	大型店進出等による 流出購買力を確保す るために行う店舗の 新築、増改築及び改装 資金の必要な方	250万円超 700万円以内	98ヵ月以内	設備資金	2.00	0.40 ~ 1.55	○	対象
観音寺市小売 商業近代化 資金融資保証	店舗近代化に設備資 金が必要な方	800万円	7年以内	設備資金	2.00	0.40 ~ 1.55	○	対象

主な政策保証の概要

経営力強化保証制度	
申込資格	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	個人・会社 2億8,000万円以内 特定組合 4億8,000万円以内
資金使途	事業計画の実施に必要な事業資金
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって既存保証付き借入金を借り換える場合は10年以内
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象外の場合は 0.50%～2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
必要書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ①「経営力強化保証」申込資格要件等届出書 ②事業計画書（申込人が策定したもの） ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合に不要）
備考	中小企業者は、外部の専門家等の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実行状況を金融機関に対して四半期毎に報告し、金融機関は、経営支援の状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告が必要となる。

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	
申込資格	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業再生支援協議会全国本部）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑩経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
保証限度額	個人・会社 2億8,000万円以内 特定組合 4億8,000万円以内
資金使途	事業再生の計画の実施に必要な事業資金
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は15年以内
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	責任共有制度の対象の場合 0.80% 責任共有制度の対象外の場合 1.00%
必要書類	信用保証協会所定の申込資料の他、「申込資格」欄に記載された計画
備考	中小企業者は、事業計画の実行状況を金融機関に対して四半期毎に報告し、金融機関は原則として3年にわたり、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告が必要となる。

創業を応援する保証制度			
申込資格	創業等関連保証	創業関連保証	支援創業関連保証
	①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの ③現在中小企業者で、分社化により新たに会社を設立し、かつ、事業を開始する具体的な計画を有するもの ④事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後5年を経過しないもの ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過しないもの ⑥中小企業者である会社から分社化により設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過しないもの ※支援創業関連保証については、①②の要件内の1月以内と2月以内を6月以内とする。		
保証限度額	1,500万円	1,000万円	1,500万円
	上記保証対象者①及び②の場合は自己資金額と同額が保証限度となります	創業関連保証と支援創業関連保証と合算して 1,500万円	
	・創業等関連保証、創業関連保証（含む支援創業関連保証）との併用が可能です ・制度を併用した場合の限度額は 3,000万円です		
資金使途	事業に必要な運転資金及び設備資金		
返済方法	原則として均等分割返済		
保証期間	10年以内		
担保	不要		
連帯保証人	法人代表者以外不要	原則として法人代表者以外不要	
貸付利率	金融機関所定利率		
保証料	0.85%		
必要書類	●上記保証対象者①、②、③に該当する場合 ・「創業・再挑戦計画書」 ●上記保証対象者①、②に該当する場合 ・自己資金の形成を証するもの	●上記保証対象者①、②、③に該当する場合 ・「創業・再挑戦計画書」	●認定特定創業支援事業により支援を受けた市区町村長の証明書 ●上記保証対象者①、②、③に該当する場合 ・「創業・再挑戦計画書」
備考	県・市制度との併用が可能です		

コンプライアンス態勢

信用保証制度の成り立ちから考えても、信用保証協会の公共的使命は大きく、その社会的責任も非常に重いものがあります。また、信用保証という基本的業務からすれば、信用保証協会にとっては、社会的責任そのものがその経営資源の基本であると考えます。

そこで、香川県信用保証協会としても、公共的使命に反し、その信用を損なうことがないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが重要であるという観点から、コンプライアンス・マニュアルを策定し役職員一丸となって実践しています。

■ 基本的姿勢

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

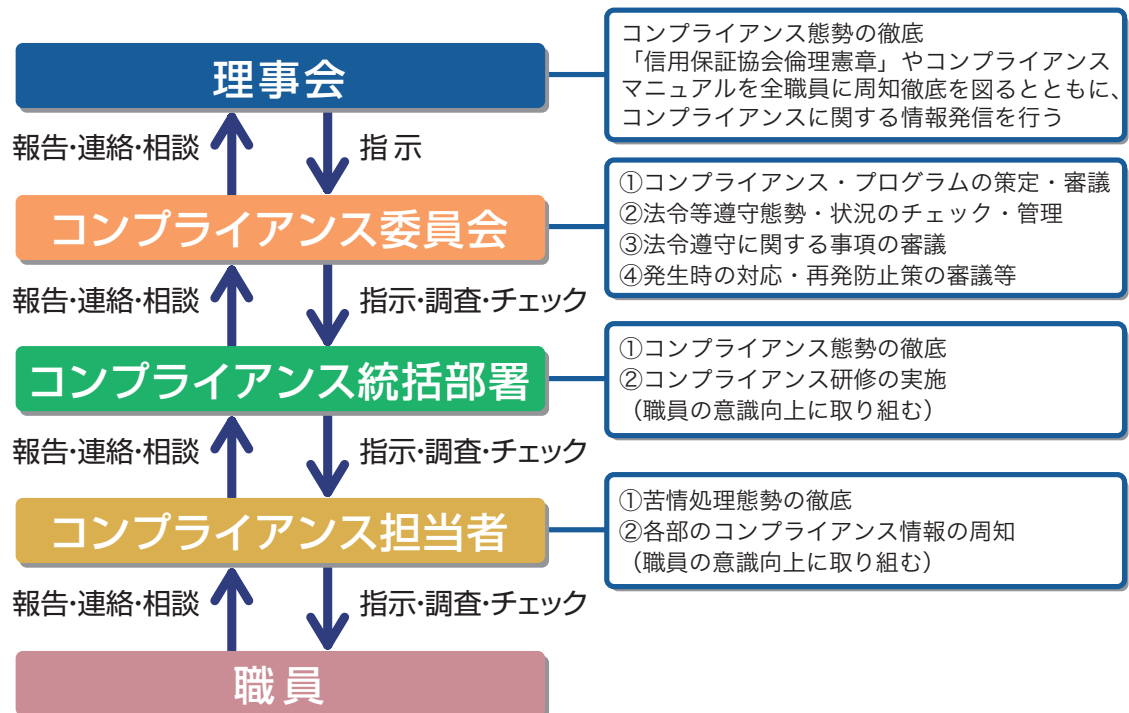
2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

* この「基本的姿勢」は、平成10年1月に制定の信用保証協会倫理憲章に基づき作成しています



個人情報保護への取り組み

■ 個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法(昭和28.8.10法律 第196号)」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、「個人情報保護法」第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・ 請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参(又は郵送)ください。
- ・ 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料(申請書1枚につき500円)をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・ お客様の個人情報を「個人情報保護法」第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・ (6)(7)の具体的な手続につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3. (3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

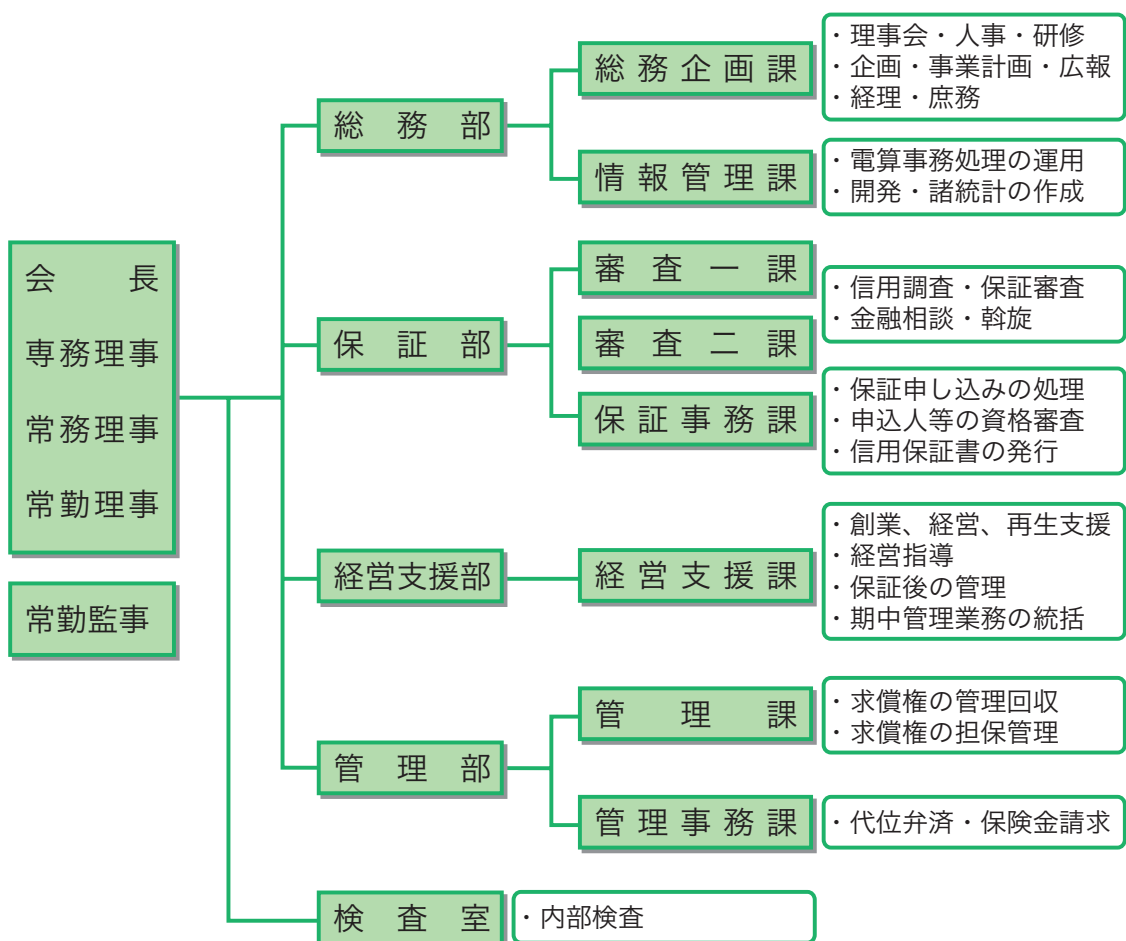
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号	087-851-0061
部 署 名	総務部 総務企画課

役員・組織図

役員名	氏名	公職
会 長	高木 孝征	
専務理事	合田 隆行	
常務理事	香西 一憲	
常勤理事	栗本 博	
理 事	伊勢野正憲	県商工労働部長
//	大西 秀人	高松市長
//	綾 宏	坂出市長
//	梶 正治	丸亀市長
//	栗田 隆義	県町村会会長
//	森田 紘一	県商工会議所連合会副会長
//	篠原 公七	県商工会連合会会長
//	国東 照正	県中小企業団体中央会会長
//	綾田裕次郎	百十四銀行取締役常務執行役員
//	福川 盛二	香川銀行常務取締役
//	塩飽 和志	中国銀行取締役四国地区本部長
//	蓮井 明博	高松信用金庫理事長
//	押切 友裕	みずほ銀行高松支店長
常勤監事	平田 孝	
監 事	新佐 耕二	日本公認会計士協会四国会顧問
顧 問	菱川 功	日本銀行高松支店長

(平成27年10月1日現在)



資料編

○ 業務サマリー

保証申込

(単位：件、百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	6,837	5,737	4,662	3,672	3,188
金額	75,333	63,810	52,047	37,696	32,189

保証承諾

(単位：件、百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	6,762	5,660	4,591	3,630	3,155
金額	74,259	62,842	51,039	37,189	31,803

保証申込取消

(単位：件、百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	82	85	68	48	32
企業数	79	78	66	48	32
金額	924	1,039	680	465	285

保証後取消

(単位：件、百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	37	32	41	39	16
企業数	37	32	40	39	16
金額	412	350	439	481	127

保証債務残高

(単位：件、百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	20,733	20,006	18,887	17,537	16,079
企業数	10,158	9,820	9,442	8,945	8,356
金額	163,704	157,464	143,400	124,419	107,782

代位弁済(元利)

(単位：件、百万円)

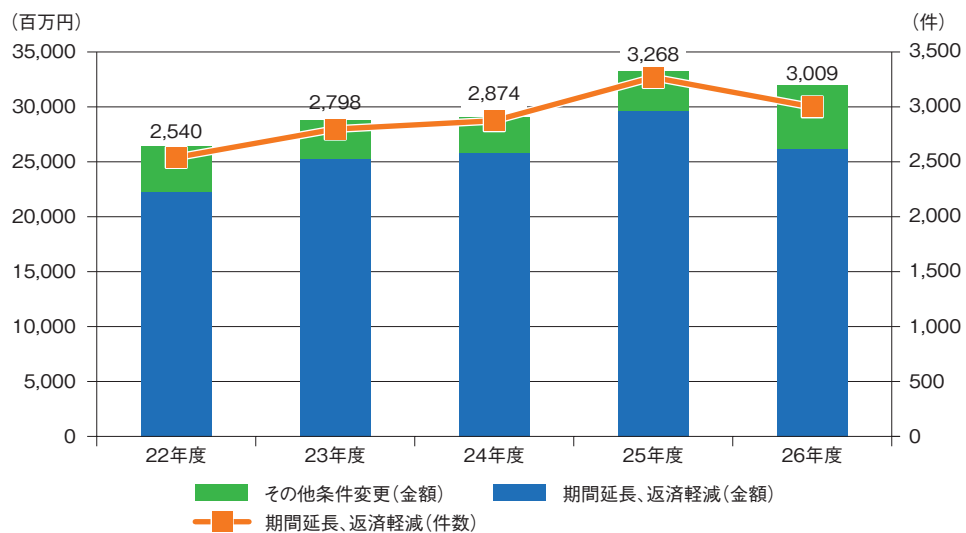
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	420	397	393	210	220
企業数	174	159	158	101	99
金額	2,944	2,990	3,278	1,760	1,501

回収

(単位：件、百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
金額	1,157	943	887	983	836

○ 条件変更取り組み状況の推移



(単位：件、百万円)

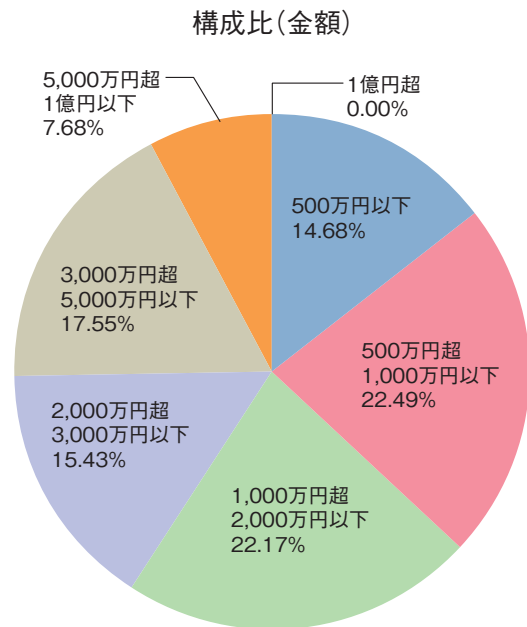
	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全条件変更	3,005	26,452	3,246	28,774	3,297	29,025	3,644	33,254	3,664	31,956
期間延長、返済緩和	2,540	22,281	2,798	25,283	2,874	25,830	3,268	29,631	3,009	26,144
その他条件変更	465	4,172	448	3,491	423	3,195	376	3,623	655	5,812

全条件変更は、期間延長、返済軽減及びその他条件変更を合計したものです。

○ 金額別保証承諾 (平成26年度)

(単位：件、百万円)

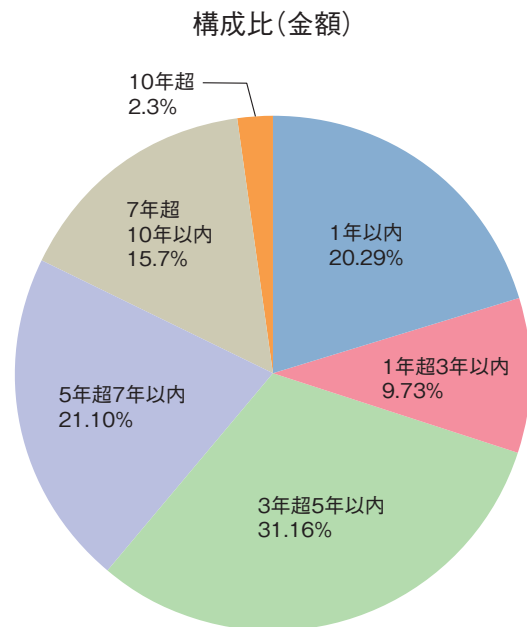
区 分	件 数	金 額
100万円以下	195	173
100万円超 200万円以下	306	551
200万円超 300万円以下	408	1,175
300万円超 400万円以下	187	708
400万円超 500万円以下	418	2,064
500万円超 1,000万円以下	839	7,152
1,000万円超 2,000万円以下	444	7,051
2,000万円超 3,000万円以下	184	4,908
3,000万円超 5,000万円以下	136	5,581
5,000万円超 1億円以下	38	2,441
1億円超	0	0
合 計	3,155	31,803



○ 期間別保証承諾 (平成26年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
3カ月以内	25	227
3カ月超 6カ月以内	67	758
6カ月超 1年以内	503	5,467
1年超 2年以内	210	2,354
2年超 3年以内	140	740
3年超 4年以内	65	285
4年超 5年以内	1,169	9,624
5年超 6年以内	173	1,413
6年超 7年以内	459	5,297
7年超 8年以内	47	483
8年超 9年以内	5	52
9年超 10年以内	265	4,457
10年超 15年以内	25	587
15年超	2	59
合 計	3,155	31,803

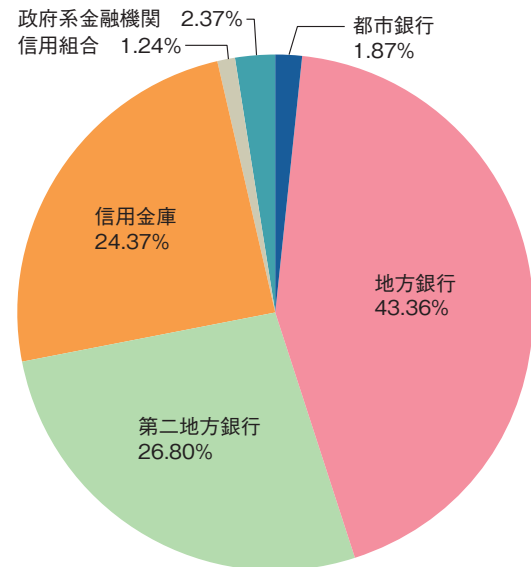


○ 金融機関別保証承諾 (平成26年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
都市銀行	24	595
地方銀行	1,348	13,789
第二地方銀行	863	8,522
信用金庫	784	7,750
信用組合	87	393
政府系金融機関	49	753
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	3,155	31,803

構成比(金額)

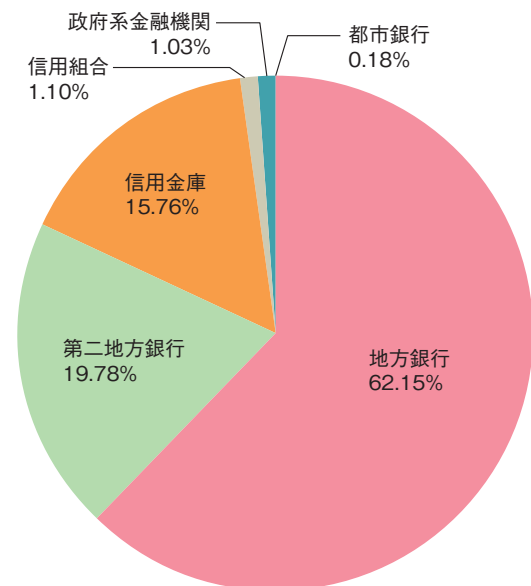


○ 金融機関別代位弁済 (平成26年度)

(単位：件、百万円)

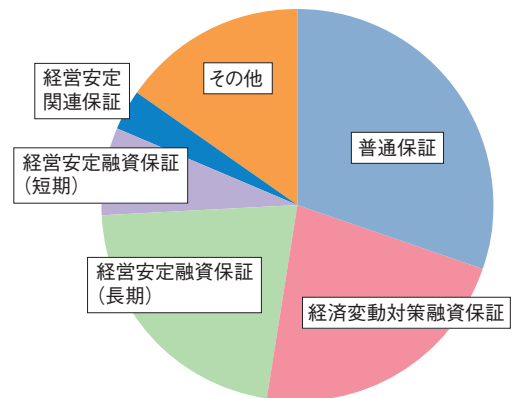
区 分	件 数	金 額
都市銀行	1	3
地方銀行	120	933
第二地方銀行	51	297
信用金庫	39	236
信用組合	7	17
政府系金融機関	2	15
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	220	1,501

構成比(金額)



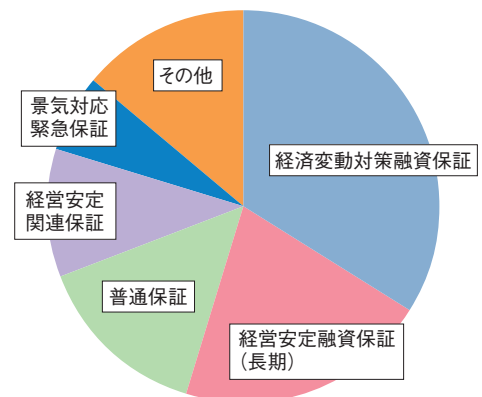
○ 制度別保証承諾（平成26年度）

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	普通保証	9,684	30.45
2	経済変動対策融資	7,045	22.15
3	経営安定融資（長期）	6,945	21.84
4	経営安定融資（短期）	2,251	7.08
5	手形貸付根保証	1,090	3.43



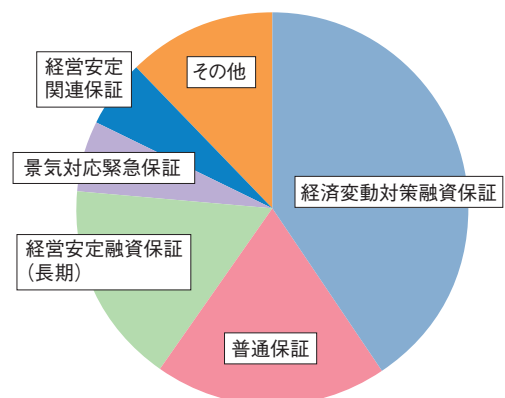
○ 制度別代位弁済（平成26年度）

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	509	33.89
2	経営安定融資（長期）	315	21.01
3	普通保証	216	14.39
4	経営安定関連	160	10.67
5	景気対応緊急保証	96	6.38



○ 制度別保証債務残高（平成26年度）

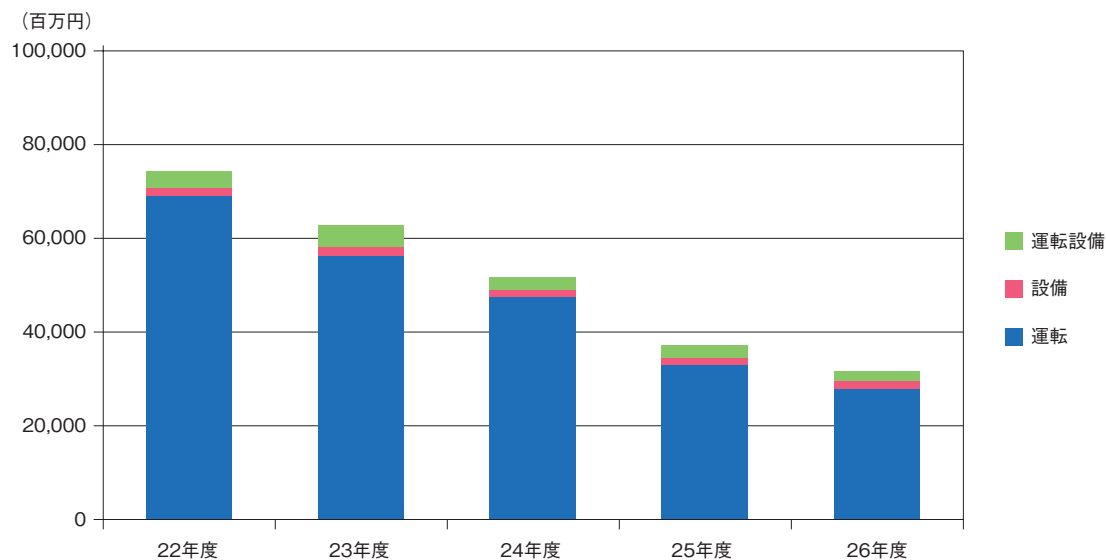
	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	43,796	40.63
2	普通保証	20,654	19.16
3	経営安定融資（長期）	17,945	16.65
4	景気対応緊急保証	6,514	6.04
5	経営安定関連	5,712	5.30



○ 資金使途別保証承諾

(単位：件、百万円)

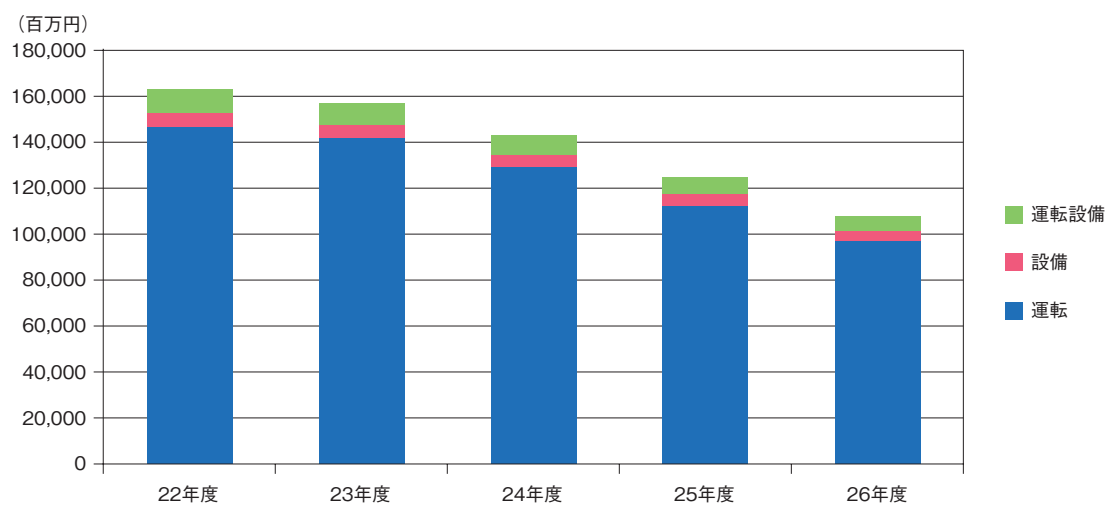
	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	6,155	68,973	5,055	56,231	4,136	47,064	3,183	33,024	2,783	28,717
設 備	265	1,630	254	1,752	223	1,349	233	1,416	179	997
運転設備	342	3,656	351	4,859	232	2,627	214	2,748	193	2,089
合 計	6,762	74,259	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803



○ 資金使途別保証債務残高

(単位：件、百万円)

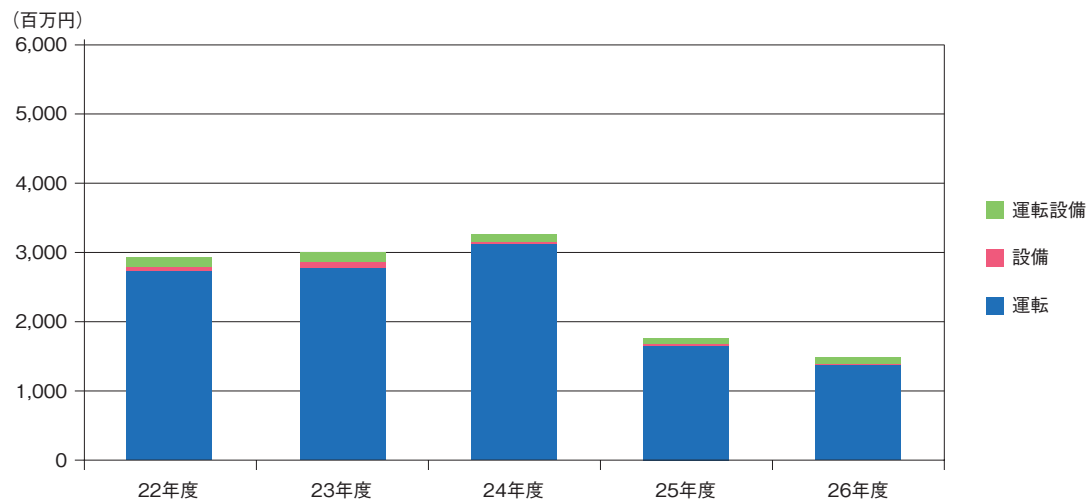
	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	18,228	147,619	17,673	142,411	16,653	129,442	15,481	112,064	14,159	96,977
設 備	1,317	6,198	1,228	5,875	1,175	5,453	1,131	5,196	1,061	4,660
運転設備	1,188	9,887	1,105	9,178	1,059	8,505	925	7,159	859	6,145
合 計	20,733	163,704	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782



○ 資金使途別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

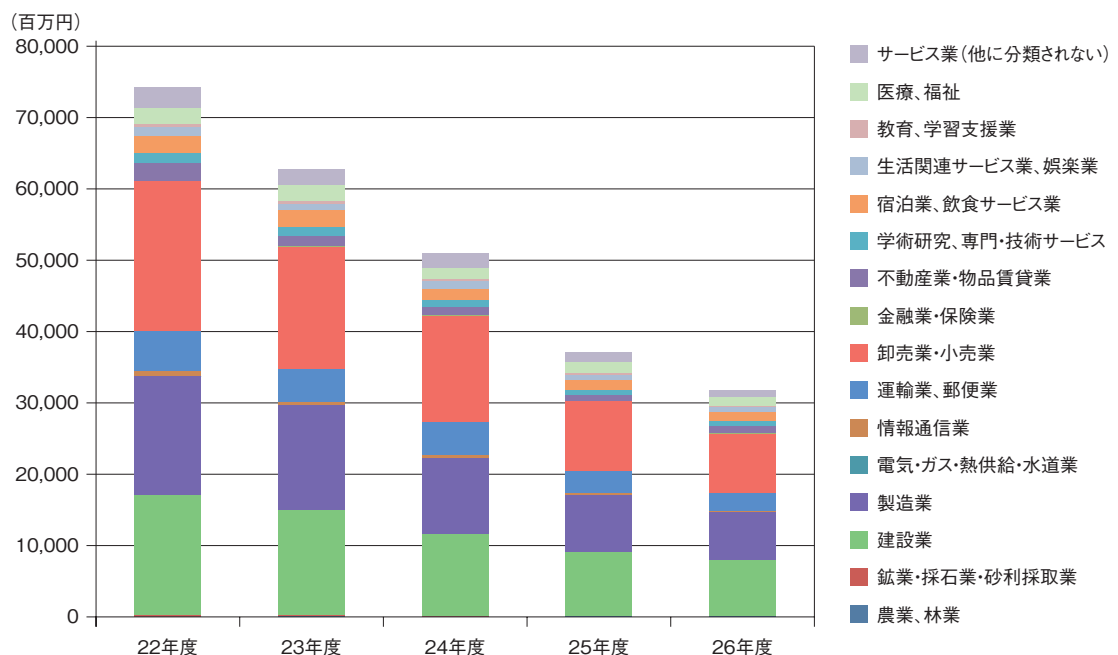
	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	380	2,763	365	2,793	365	3,133	190	1,650	202	1,389
設 備	22	65	19	88	11	42	9	38	10	24
運転設備	18	116	13	109	17	103	11	73	8	87
合 計	420	2,944	397	2,990	393	3,278	210	1,760	220	1,501



○ 業種別保証利用状況（保証承諾）

（単位：件、百円）

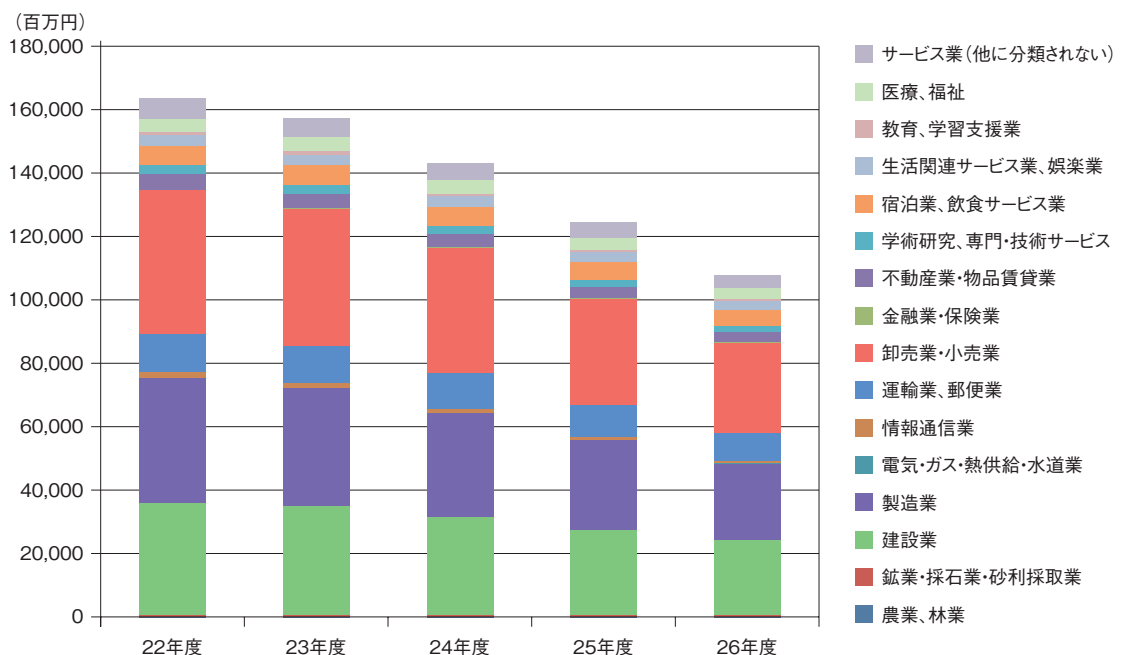
	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	0	0	4	9	0	0	2	6	1	3
鉱業・採石業・砂利採取業	16	212	13	211	6	55	10	133	5	80
建設業	1,692	16,941	1,402	14,761	1,124	11,559	870	8,955	789	7,815
製造業	1,221	16,549	1,031	14,667	776	10,581	628	7,928	550	6,742
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	4	28	8	65	4	54
情報通信業	89	785	64	457	67	517	24	199	19	174
運輸業、郵便業	383	5,490	332	4,605	289	4,495	214	3,147	168	2,450
卸売業・小売業	1,938	21,039	1,613	17,202	1,337	14,995	1,015	9,814	868	8,380
金融業・保険業	12	60	15	63	12	41	8	44	5	33
不動産業・物品賃貸業	183	2,552	126	1,403	107	1,225	78	775	94	975
学術研究、専門・技術サービス	210	1,421	168	1,307	153	973	136	703	122	751
宿泊業、飲食サービス業	338	2,282	300	2,301	245	1,530	222	1,445	189	1,224
生活関連サービス業、娯楽業	144	1,310	113	922	88	1,015	80	684	85	817
教育、学習支援業	30	481	30	422	19	308	23	272	13	94
医療、福祉	179	2,226	185	2,188	144	1,656	131	1,544	103	1,164
サービス業（他に分類されない）	327	2,911	264	2,325	220	2,063	181	1,474	140	1,046
合 計	6,762	74,259	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803



○ 業種別保証利用状況(保証債務残高)

(単位：件、百万円)

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	5	14	6	16	5	11	7	11	2	3
鉱業・採石業・砂利採取業	57	537	54	544	46	430	47	428	43	388
建設業	4,893	35,481	4,642	34,338	4,371	30,999	4,079	27,013	3,798	23,793
製造業	3,949	39,352	3,764	37,325	3,438	32,817	3,137	28,248	2,839	24,206
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	4	28	12	72	15	103
情報通信業	287	1,694	283	1,542	277	1,425	237	1,104	195	827
運輸業・郵便業	1,241	12,193	1,174	11,788	1,128	11,355	1,025	9,799	961	8,636
卸売業・小売業	5,688	45,221	5,525	43,170	5,175	39,406	4,821	33,725	4,371	28,533
金融業・保険業	37	102	33	97	33	87	30	81	26	68
不動産業・物品賃貸業	624	5,193	592	4,662	562	4,178	493	3,512	463	3,179
学術研究、専門・技術サービス	570	2,820	557	2,726	543	2,537	530	2,240	484	1,910
宿泊業、飲食サービス業	1,197	6,053	1,204	6,332	1,193	6,087	1,162	5,779	1,098	5,302
生活関連サービス業、娯楽業	550	3,434	533	3,315	525	3,290	489	2,918	452	2,740
教育、学習支援業	101	891	108	956	101	847	104	787	90	648
医療、福祉	542	4,214	564	4,445	571	4,261	536	3,905	486	3,401
サービス業(他に分類されない)	992	6,507	967	6,208	915	5,644	828	4,796	756	4,046
合 計	20,733	163,704	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782

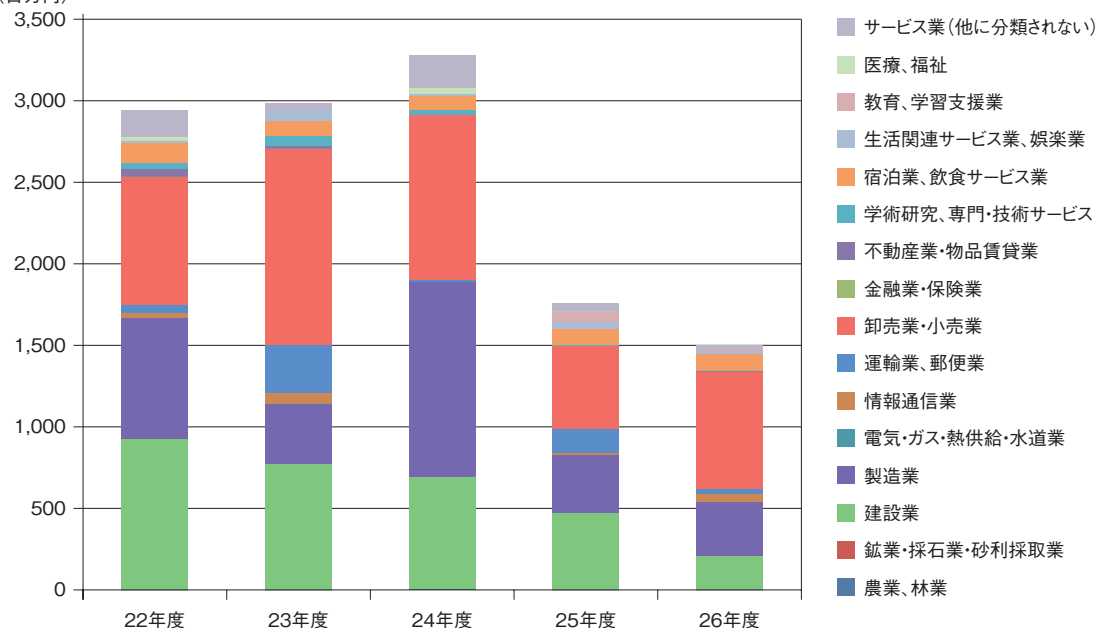


○ 業種別保証利用状況(代位弁済元利)

(単位：件、百万円)

	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	135	922	118	771	90	692	48	468	34	204
製造業	80	744	43	372	102	1,192	31	359	46	332
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	5	34	8	62	2	6	4	11	8	50
運輸業、郵便業	8	47	40	295	3	11	17	151	4	31
卸売業・小売業	101	788	139	1,207	131	1,007	66	507	88	723
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業・物品賃貸業	8	47	1	15	1	6	0	0	1	4
学術研究、専門・技術サービス	8	36	6	63	2	29	1	3	0	0
宿泊業、飲食サービス業	28	121	20	88	31	87	25	99	20	101
生活関連サービス業、娯楽業	7	17	17	70	4	12	5	46	7	18
教育、学習支援業	1	0.05	1	1	0	0	4	62	4	3
医療、福祉	2	21	1	2	4	32	0	0	0	0
サービス業(他に分類されない)	37	169	3	41	22	204	9	55	8	35
合 計	420	2,944	397	2,990	393	3,278	210	1,760	220	1,501

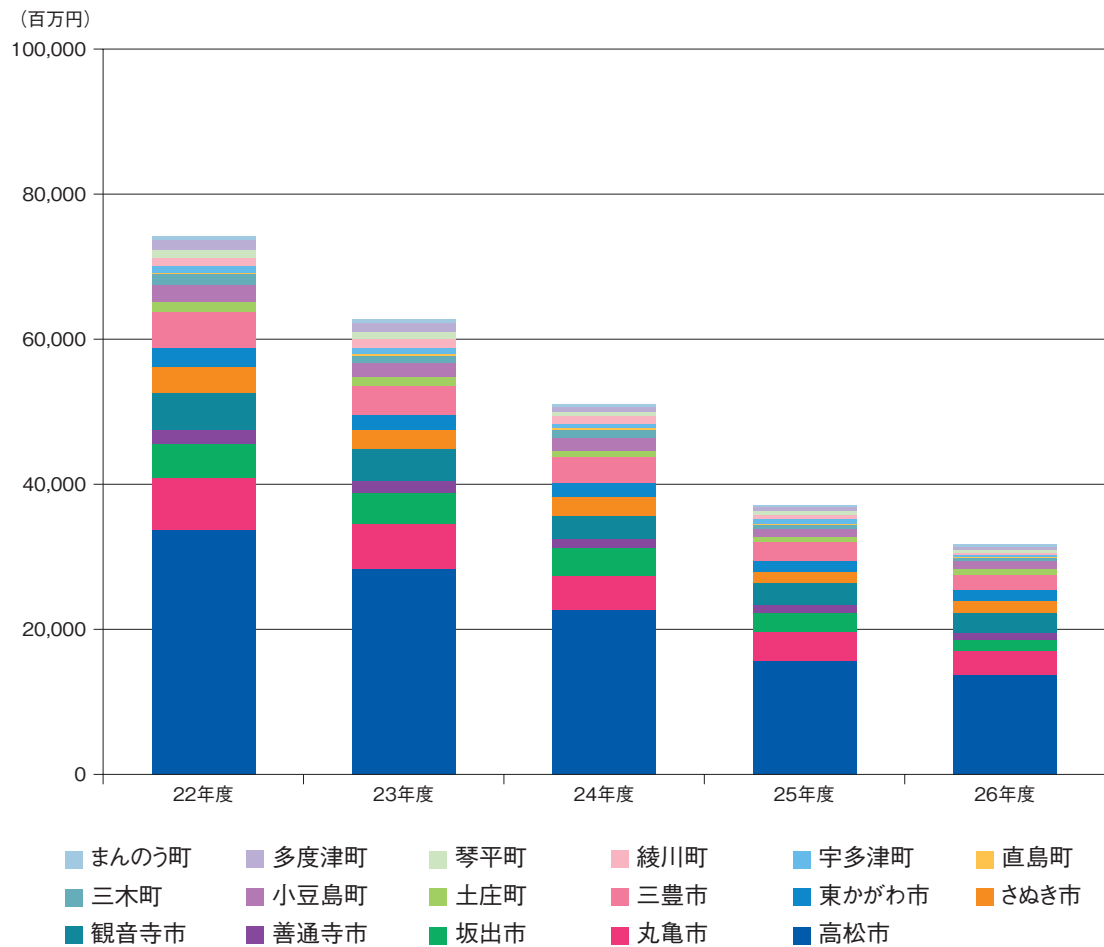
(百万円)



○ 地域別保証承諾

(単位：件、百万円)

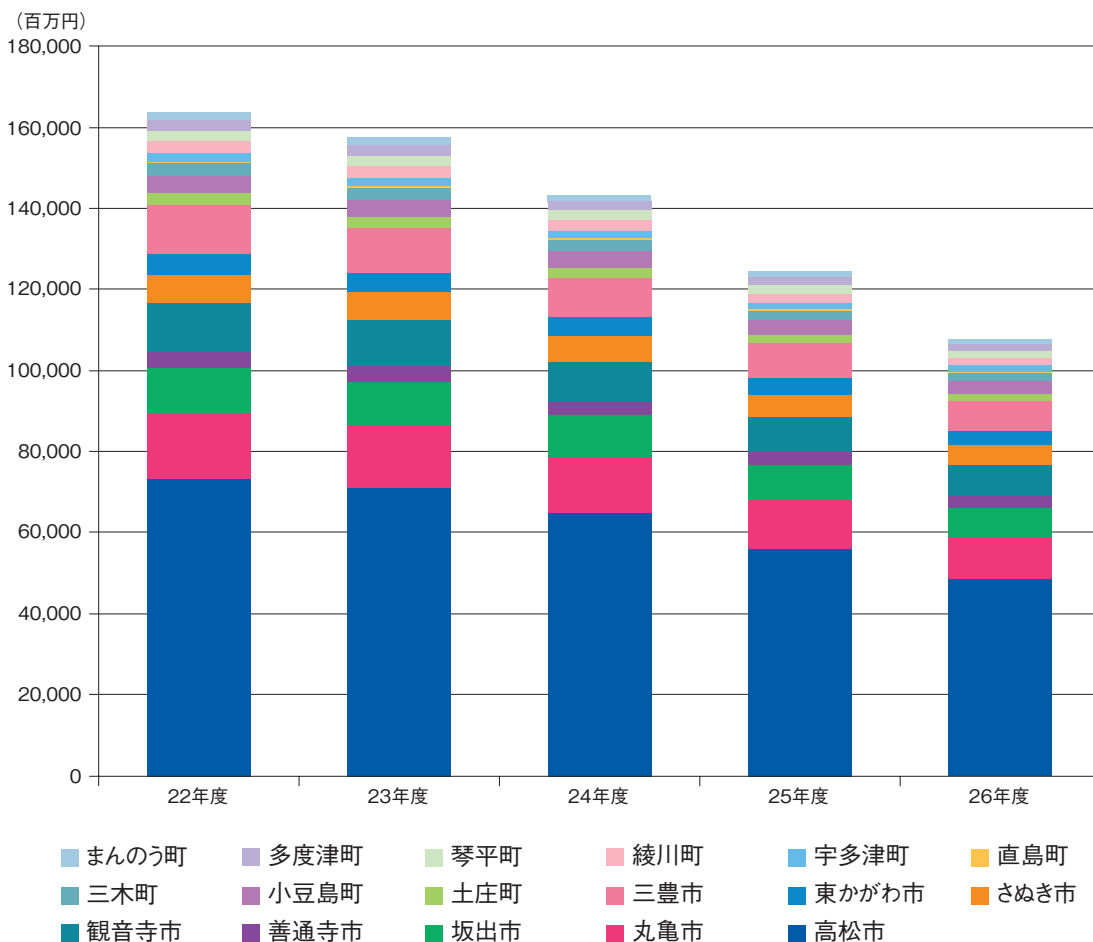
	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高 松 市	2,921	33,751	2,450	28,322	1,972	22,622	1,538	15,630	1,293	13,689
丸 亀 市	657	7,143	546	6,234	448	4,807	366	3,998	345	3,349
坂 出 市	378	4,704	343	4,218	259	3,830	203	2,600	160	1,457
善 通 寺 市	166	1,801	168	1,736	116	1,181	107	1,169	99	1,040
観 音 寺 市	565	5,154	436	4,371	350	3,205	305	2,969	300	2,753
さ め き 市	357	3,607	267	2,627	252	2,546	169	1,572	166	1,553
東かがわ市	256	2,696	187	1,980	162	2,022	137	1,512	133	1,557
三 豊 市	494	4,883	409	4,097	364	3,488	289	2,523	210	2,075
土 庄 町	137	1,428	108	1,222	79	925	71	730	78	916
小豆島町	157	2,312	165	1,901	124	1,782	94	1,124	91	976
三 木 町	146	1,496	112	1,048	113	1,085	65	610	57	489
直 島 町	23	180	21	174	25	228	14	76	8	46
宇多津町	92	879	103	902	65	631	60	693	37	343
綾 川 町	113	1,229	89	1,170	92	1,006	66	617	51	325
琴 平 町	90	993	72	1,015	47	616	35	431	35	312
多 度 津 町	136	1,390	123	1,170	75	697	69	559	52	529
まんのう町	74	614	61	657	48	369	42	375	40	393
合 計	6,762	74,259	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803



○ 地域別保証債務残高

(単位：件、百万円)

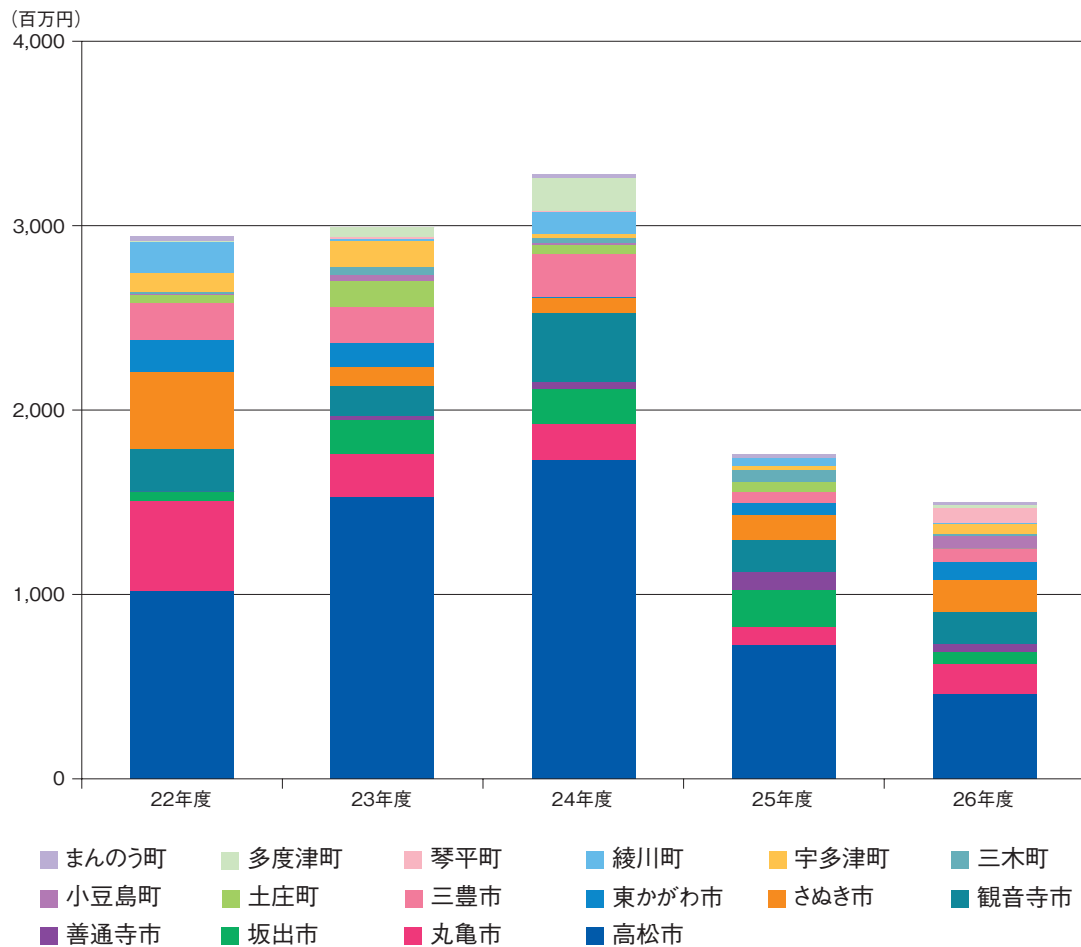
	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高 松 市	9,019	73,320	8,707	71,118	8,298	64,950	7,781	56,062	7,124	48,529
丸 亀 市	2,078	16,176	2,008	15,286	1,906	13,787	1,785	12,002	1,666	10,560
坂 出 市	1,269	11,079	1,244	10,801	1,164	10,215	1,059	8,738	971	7,148
善 通 寺 市	559	3,966	556	3,898	504	3,382	468	3,053	439	2,815
観 音 寺 市	1,624	12,063	1,543	11,408	1,405	9,762	1,267	8,700	1,165	7,710
さ め き 市	936	6,871	921	6,725	894	6,357	822	5,440	759	4,739
東かがわ市	736	5,350	675	4,774	657	4,691	614	4,145	563	3,676
三 豊 市	1,519	11,879	1,468	11,037	1,383	9,788	1,264	8,624	1,116	7,222
土 庄 町	401	2,984	360	2,783	319	2,405	308	2,065	278	1,903
小豆島町	461	4,324	470	4,302	434	4,110	403	3,549	392	3,182
三 木 町	384	3,105	383	2,920	369	2,782	335	2,359	299	1,919
直 島 町	49	253	53	323	57	390	60	334	61	269
宇多津町	304	2,245	298	2,115	260	1,752	238	1,674	225	1,513
綾 川 町	396	2,882	385	2,868	364	2,722	325	2,181	293	1,766
琴 平 町	300	2,664	287	2,527	263	2,422	249	2,144	222	1,757
多度津町	405	2,580	382	2,720	352	2,197	330	1,859	295	1,727
まんのう町	293	1,963	266	1,858	258	1,686	229	1,491	211	1,347
合 計	20,733	163,704	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782



○ 地域別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高 松 市	164	1,018	192	1,525	196	1,725	76	726	77	460
丸 亀 市	44	487	34	238	26	196	18	97	27	161
坂 出 市	12	51	23	182	25	192	12	199	12	65
善 通 寺 市	0	0	8	21	9	38	15	101	10	45
観 音 寺 市	36	229	22	166	29	376	26	171	22	169
さ め き 市	46	422	11	100	11	80	17	137	12	175
東かがわ市	17	171	22	133	3	5	9	64	13	100
三 豊 市	39	201	24	195	35	234	8	59	15	72
土 庄 町	4	45	12	137	9	48	7	55	0	0
小豆島町	1	5	6	34	5	10	0	0	8	70
三 木 町	3	9	5	44	7	29	7	66	1	8
宇多津町	19	106	22	141	4	20	3	18	3	58
綾 川 町	20	163	3	8	11	123	8	46	1	1
琴 平 町	3	4	3	14	3	5	1	0.35	12	85
多度津町	3	5	10	53	17	179	0	0	2	13
まんのう町	9	29	0	0	3	18	3	22	5	18
合 計	420	2,944	397	2,990	393	3,278	210	1,760	220	1,501



○ 政策保証取組実績の推移

(単位：件、百万円)

	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
創業関連・創業等関連保証	58	288	65	311	39	190	47	179
流動資産担保融資保証	30	1,017	34	1,091	34	1,072	29	965
中小企業特定社債保証	4	120	4	184	2	64	2	112
経営力強化保証	0	0	1	5	19	245	43	518
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	0	0	0	0	14	169	95	1,271
政 策 保 証 合 計	92	1,425	104	1,591	108	1,740	216	3,044

